

平成 29 年度第 2 回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会農政部会
会議録

- 1 日 時：平成 29 年 10 月 6 日（金） 午後 1 時 15 分～午後 4 時 52 分
- 2 場 所：千葉中央コミュニティセンター 4 階 41 会議室
- 3 出席者：
 - (1) 委員
大原明保委員（部会長）、河合謹爾委員（副部会長）、善積康夫委員、加藤邦博委員
 - (2) 事務局
今井経済農政局長、植草農政部長、時田農政センター所長、石出農政課長、和泉農業生産振興課長
- 4 議題：
 - (1) 千葉市乳牛育成牧場指定管理予定候補者の選定について
 - (2) 千葉市ふるさと農園指定管理予定候補者の選定について
 - (3) 下田農業ふれあい館（千葉市下田都市農業交流センター）指定管理予定候補者の選定について
- 5 議事の概要：
 - (1) 千葉市乳牛育成牧場指定管理予定候補者の選定について
千葉市乳牛育成牧場の管理運営の基準について事務局から説明後、申請団体に提案内容についてヒアリングしたうえ審議を行い、提案書が管理運営の基準に適合している旨を決定した。
 - (2) 千葉市ふるさと農園指定管理予定候補者の選定について
千葉市ふるさと農園の管理運営の基準について事務局から説明後、申請団体に提案内容についてヒアリングしたうえ審議を行い、提案書が管理運営の基準に適合している旨を決定した。
 - (3) 下田農業ふれあい館（千葉市下田都市農業交流センター）指定管理予定候補者の選定について
下田農業ふれあい館（千葉市下田都市農業交流センター）の管理運営の基準について事務局から説明後、申請団体に提案内容についてヒアリングしたうえ審議を行い、提案書が管理運営の基準に適合しているが、答申において条件を付帯意見として示す旨を決定した。

6 会議経過：

【石出農政課長】 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思
います。宗近委員においては、まだ連絡がとれないんですが、予定では出席の予定であ
りますので、時間の勘違いか何か、途中から入る可能性もございます。

ただいまより、平成 29 年度第 2 回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会農政部
会を開催いたします。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。
6 月の第 1 回農政部会に引き続き、司会進行をさせていただきます、農政課長の石
出でございます。よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、一部事前に送付しておりますが、始めに次第でございます。それから、
席次表、それから、資料 1 の乳牛育成牧場、資料 2 のふるさと農園、資料 3 の下田農業
ふれあい館、それぞれ指定管理者選定資料でございます。過不足等がございましたら、
お知らせください。

なお、本日の会議ですが、市の情報公開条例第 25 条により、公開とさせていただきます。
傍聴の申し込みはございませんでした。

続きまして、会議の成立についてですが、委員総数 5 名のうち、現時点、4 名の委員
の皆様に出席をいただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等
に関する条例第 10 条第 2 項に基づき、成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、開催にあたりまして、今井経済農政局長からご挨拶を申し上げます。よろ
しくお願いします。

【今井経済農政局長】 経済農政局長、今井でございます。委員の皆様方には、ご多
忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の議題は 3 件ございまして、乳牛育成牧場、ふるさと農園、及び下田農業ふれあ
い館（下田都市農業交流センター）でございますが、こちらの 3 施設の指定管理予定候
補者の選定でございます。市の審査項目と申請者から提出されました提案書との適合状
況などについて、ご審議をいただきたいと存じます。長時間の審議となりますが、委員
の皆様方には、忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。

簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は
どうぞよろしくお願いいたします。

【石出農政課長】 ありがとうございます。

なお、今井局長につきましては、所用のためここで退席させていただきます。

【今井経済農政局長】 申しわけございません。どうぞよろしくお願いいたします。

【石出農政課長】 続きまして、本日の流れについてご説明いたします。本日の議題
は、乳牛育成牧場、ふるさと農園、並びに下田農業ふれあい館の 3 施設の指定管理予定
候補者の選定でございます。3 施設は全て非公募での選定となり、あらかじめ選定され
た団体がございますので、申請者につきましては、議題 1 の乳牛育成牧場の申請者は千
葉酪農農業協同組合、議題 2 のふるさと農園の申請者は、千葉みらい農業協同組合と一
般社団法人千葉市園芸協会の共同事業体、議題 3 の下田農業ふれあい館の申請者は、下
田ふれあい交流施設管理運営組合でございます。

まず始めに、施設の所管課より、各資料と審査項目等について説明いただきます。続いて、申請者より提案書の説明をいたします。その後、質疑応答を行い、申請者から提出された提案書が選定要項や管理運営の基準等において要求している水準を満たしているかの観点で、選定基準に基づき審査をしていただきます。

なお、本日の会議終了時刻をあらかじめ目途をさせていただきますが、14 時半ごろを目安とし、進行させていただきます。

【部会長】 すみません、時間をもう一度。

【石出農政課長】 訂正します。16 時半ごろを目安として進行に努めたいと思います。以上でございます。

それでは、ここからは大原部会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【部会長】 それでは、議事に沿って進めたいと思います。議題 1、千葉市乳牛育成牧場指定管理予定候補者の選定について、事務局から説明をお願いいたします。

【和泉農業生産振興課長】 農業生産振興課長の和泉でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ご説明の前に、委員の皆様へ、今回ご審議をいただく 3 つの施設の資料についてご説明をさせていただきます。各資料につけましたインデックスでございますが、乳牛育成牧場は「牧場」、ふるさと農園は「ふるさと」、下田農業ふれあい館は「下田」と各施設の名称をつけ、その後に小番がございますので、それでご説明をさせていただきます。

それでは、資料 1 の千葉市乳牛育成牧場の指定管理予定候補者の選定についてご審議をいただくにあたり、各資料と審査項目等についてご説明をさせていただきます。

まず始めに、委員の皆様への事前送付分の中でもお知らせをしておりますが、千葉市乳牛育成牧場においては、本年度より、家畜や自然との触れ合いの場を活用した内陸部の活性化を目指し、民間事業者との連携を含め、32 年度以降の乳牛育成牧場の方向性について検討をしております。

そこで、検討から整備までの期間を 2 年間とし、検討に要する 2 年間、平成 30 年度、31 年度は施設の安定した管理体制を維持するため、現指定管理者である千葉酪農農業協同組合を非公募で指定管理予定候補者としてご審議をいただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、各資料のご説明をいたします。インデックス「牧場 1」の管理運営の基準ですが、これは施設の管理を行う上での市の基準を示しております。これまでの変更点といたしましては、平成 30 年度の 1 年間をかけて、市有牛を市内酪農家に売却するため、市有牛管理を含めた業務委託となり、平成 31 年度は市有牛の売却が完了し、預託事業に特化した業務委託となっております。

次に、インデックスの「牧場 2」、指定管理予定候補者選定要項は、管理運営の基準に基づき、申請者が遵守すべき内容、手続方法等が記載されております。12 ページをお願いいたします。中段、指定管理料の基準額についてですが、指定期間全体の指定管理料の基準額を記載しており、消費税込み 9,100 万円といたしました。なお、積算の考え方ですが、平成 26 年度から 28 年度までの決算額に基づき、精査積算し、さらに物価上昇

率等を加味したものでございます。

次に、「牧場3」の指定管理予定候補者選定基準でございます。指定管理者の審査についての基準が示されております。8ページをお願いいたします。こちらには、本施設の設置目的、及び指定管理者に求める役割が記載されており、ビジョンといたしまして、乳用牛資源の確保と酪農経営の合理化を図るため、市内酪農家で生産された乳用雌子牛を育成飼養する施設とし、ミッションとして、牧場内の施設等を効率的、かつ合理的に活用し、市内酪農家で生産された乳用雌子牛を育成飼養することで、酪農家の経営安定に寄与するといたしました。

そのページ、下段の成果指標及び数値目標として、期末預託頭数を90頭といたしました。

次に、「牧場4」の形式的要件審査表は、選定基準において第1次審査として市が審査を行うもので、申請者、千葉酪農農業協同組合につきましては、審査項目の（ア）から（ケ）までの全9項目について資格要件を満たし、かつ、失格要件のいずれにも該当しないこと確認しております。

次に、「牧場5」の指定管理予定候補者提案書、及び「牧場6」の貸借対照表と計算書類につきましては、申請者より提出されたものでございます。

次に、「牧場7」、A3縦長の表でございますが、指定管理者提案内容審査表をご覧ください。今回の審査につきましては、こちらの表を使用し、委員の皆様には審査した内容を各項目の右側の欄に○、×で記載をしていただきます。なお、提案書様式第20から24号につきましては、非公募でございますので、審査項目外としておりますことから、審査表には記載しておりません。

この審査方法につきましては、乳牛育成牧場の後に審査をしていただきます、ふるさと農園、下田農業ふれあい館も同様でございますので、よろしくお願いいたします。

審査報告の内容につきましては、「牧場3」、選定基準の5ページから7ページのところでございます。なお、この審査において、委員のうちお一人でも×の評価を行った項目がある場合は、本委員会で協議を行い、この「牧場3」選定基準の4ページ、中段の①から④のいずれかの決定をしていただきます。

説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【部会長】 今の説明について何か質問はありますか。私のほうから1点尋ねます。資料7のこの審査表、これは配付されたものを提出するんですか、それとも書き込みのものは別途配付するんですか。

【和泉農業生産振興課長】 配付されたものでお願いいたします。

【部会長】 はい。3施設とも同じということでいいですね。

【和泉農業生産振興課長】 同様でございます。

【部会長】 ほかに質問ございますか。

それでは、次に、千葉酪農農業協同組合から、提案書について説明をお願いしたいと思います。事務局は千葉酪農農業協同組合の方を入室させてください。

（千葉酪農農業協同組合 入室）

【部会長】 どうぞ、着席ください。

【千葉酪農農業協同組合】 ありがとうございます。私、千葉酪農農業協同組合参事の松原と申します。よろしくお願いいたします。

【千葉酪農農業協同組合】 乳牛育成牧場場長の島田です。よろしくお願いいたします。

【部会長】 提案書というのをいただきます。この提案書について、15分程度で説明をお願いいたします。

【千葉酪農農業協同組合】 それでは、私のほうから説明をさせていただきます。お手元の資料1、インデックス「牧場5」の提案書をご覧ください。時間の制約もございますので、重要な箇所を中心に説明させていただきます。

まず1ページをご覧ください。提案書様式第1号、管理運営の基本的な考え方についてです。指定管理制度は、公の施設の管理運営について適正な管理を確保した民間事業者に対し、施設の使用許可権限が付与されることにより、指定管理者としての施設の設置目的を損なうことなく、民間のユニークな発想や専門的知識、ノウハウを活用することで、多様化する市民ニーズに効率的・効果的に応え、市民へのサービス向上を目指し、地域産業の活性化や管理経費の縮減を図るものと考えます。

また、利用の許可、利用の取り消し及び許可事項の変更にあたっては、千葉市が制定する関係法令を遵守し、履行することが重要であると考えます。

続いて、2ページをお願いいたします。第2号、同種の施設の管理実績についてですが、千葉市乳牛育成牧場の指定管理による管理運営を平成18年度から行っております。

続いて3ページをお願いいたします。第3-1号、第3-2号、第3-3号、管理運営の執行体制についてです。3ページ下段の組織図をご覧くださいと思います。平成30年度は、業務責任者として場長1名、場長代理1名、担当職員4名、臨時職員2名、合計8名で管理運営を執行してまいります。平成31年度につきましては、業務責任者として場長1名、場長代理1名、担当職員3名、合計5名で管理運営を執行していきたいと思います。

続いて6ページをお願いいたします。第4号、必要な専門職員の配置についてでございます。本施設は、乳牛の飼育管理、飼料作物の草地管理及び関連施設の管理が主要な業務であることから、特別な資格を有する者の配置は考えてございませんが、必要に応じて有資格者を当組合より派遣したいと考えております。

続いて、7ページをお願いいたします。第5号、業務移行体制の整備についてですが、私どもは本施設の現指定管理者であるため、現状の体制を維持し管理運営業務を実施してまいりたいと思います。

続いて8ページをお願いいたします。第6号、従業員の管理能力向上策についてですが、市内酪農家の乳用雌子牛を選抜して預かり、個々の健康状態や繁殖管理、育成等の多岐にわたる業務を行うことから、乳牛の飼養管理に関する知識及び技術を向上させるため、酪農講習会等の研修に積極的に参加してまいります。また、毎日朝礼を実施し、乳牛の健康状態や場内の環境等の情報を共有することで、牧場内の環境保全と乳牛の健康的飼育に努め、利用者サービス及び業務水準の維持・向上を図ります。

続いて9ページをお願いいたします。第7号、施設の保守管理の考え方についてです。

毎日目視にて点検を行い、異常を発見した場合は直ちに市に報告するとともに、被害防止措置を行います。また、清掃等を的確に行い、常に清潔な状態を保つことで建築物の機能と環境を維持してまいります。

続いて、10 ページをお願いいたします。第 8 号、設備及び備品の管理、清掃、警備等についてです。設備の管理については、業務責任者を責任者とし、運転監視、日常点検、定期点検、整備を行い、記録をとるとともに、不具合がある場合は適切な措置を講じます。備品の管理については、備品管理台帳を作成し、備品の管理を行います。清掃管理につきましては、日常清掃、定期清掃を行ってまいります。警備業務につきましては、施設の戸締り・消火・消灯等の確認及び各所の異常の有無の点検確認を行い、侵入者、不審者等を発見した場合は、適切に対処、対応いたします。また、退場時に入場門の閉鎖と各施設の戸締りを確実に行ってまいります。

続いて 11 ページをお願いいたします。第 9 号、関係法令等の遵守についてです。個人情報保護及び情報公開については、市の条例を遵守するとともに、当組合としましても、規定を作成し、適切に対応いたします。利用許可等の手続に関しては、審査基準、標準処理期間及び処分基準を定め、本施設内に掲示いたします。労働条件の確保については、関係法令を遵守し、市が提示する労働条件チェックリストに基づき適切に対応いたします。

続いて、12 ページをお願いいたします。第 10 号、リスク管理及び緊急時の対応についてです。常に防災、防犯に注意を払い、安全管理について職員に周知徹底を図るとともに、施設内の事故に対応するため、賠償責任保険に加入いたします。また、災害発生時の対応についてマニュアルを定め、非常時に備えることといたします。

続いて 13 ページをお願いいたします。第 11 号、開館時間及び休館日の考え方についてです。千葉市乳牛育成牧場設置管理条例第 5 条を基本とし、一般利用の時間は午前 9 時から午後 5 時までとします。ただし、牧場の管理上必要があるときは、市の承認を得て利用時間を変更することといたします。

続いて、14 ページをお願いいたします。第 12 号、利用料金の設定及び減免の考え方についてです。利用料金の設定はございません。ただし、利用許可を受けた市内酪農家と乳牛育成に関する預託契約を締結し、飼料代として預託料金を実費で徴収いたします。

続いて、15 ページをお願いいたします。第 13 号、施設利用者への支援計画についてです。本施設は乳用牛資源の確保と酪農経営の合理化を図るため、市内酪農家で生産された乳用雌子牛を育成飼養することで、酪農家の経営安定に寄与していることから、育成状況の通知を行い、利用者の安心感や満足度の向上につなげてまいります。また、育成牛管理台帳を作成し、常に市や利用者からの求めに応じて管理内容が確認できる状態にしておきます。

続いて、16 ページをお願いします。第 14 号、施設の利用促進の方策についてです。市内酪農家から選抜して預かった乳用雌子牛の飼養管理を徹底し、利用期間内に受胎させ、妊娠中期以降になった乳牛を下牧いたします。また、幅広い施設利用を確保するため、研修等の受け入れを行います。

続いて 17 ページをお願いいたします。第 15 号、利用者の意見聴取、自己モニタリン

グの考え方についてです。利用者全員に育成状況等の通知とあわせてアンケート用紙を送付し、回収します。集計結果は事業報告書にまとめて市に提出し、改善できる内容は速やかに対応することで利用者サービスの向上に努めてまいります。

続いて 18 ページをお願いいたします。第 16 号、施設の事業の効果的な実施についてですが、酪農の健全な発展を図ることを目的に、市内酪農家から預かった乳牛の育成のため、牧場内の施設等を効率的かつ合理的に利用し、酪農家の生活向上に貢献いたします。また、施設・設備については、その機能、性能を維持するための保全に努め、場内環境については、環境衛生と美観の維持に努めてまいります。

続いて、19 ページをお願いいたします。第 17 号、成果指標の数値目標達成の考え方についてです。期末預託頭数を 90 頭と設定いたしました。数値目標を達成するため、市内酪農家から選抜して預かった乳用雌子牛について、飼養管理の徹底と計画的な繁殖管理を行うことで、1 期 15 頭の入牧頭数の確保及び 18 カ月以内での利用者への返却により、期末預託頭数 90 頭を目指します。

続いて 20 ページをお願いいたします。第 18 号、自主事業の効果的な実施についてです。施設の利用促進、利便性向上等を考慮した上で、本施設を活用した消費者との交流イベントなど、市内酪農振興を目的とした事業の展開が考えられますが、近年さまざまな家畜伝染病の発生が見られる中、家畜伝染病の侵入防止対策として一般の利用を制限していること、また、市有牛管理がなくなることなどから、本指定期間においては自主事業の提案はございません。

続いて 21 ページをお願いいたします。第 19－1 号、収入支出見積りの妥当性（収入見込）についてですが、利用料金及び自主事業による収入の見込みはございません。ただし、飼料代として預託料金の収入がございます。

続いて 22 ページをお願いいたします。第 19－2 号、収入支出見積りの妥当性（支出見込）についてですが、平成 30 年度は、現在、本施設の管理を行っている状況を踏まえ、人件費、事務費、管理費の各項目について精査した上で管理経費の縮減に努めてまいります。平成 31 年度は預託事業に特化されることから、人件費については勤務シフトの見直しを行い、人員削減をした執行体制とし、必要経費を見積もりました。また、管理費につきましても、市有牛管理に要した経費の削減及び現行の管理運営状況を精査し、経費の縮減に努めてまいります。

次期指定管理の 2 年間の収支予算については、28 ページをお願いいたします。第 25 号（収支予算書）についてですが、収入は、平成 30 年度指定管理料 5,449 万 8 千円、その他収入として 1,800 万円、合計 7,249 万 8 千円。平成 31 年度、指定管理料 3,650 万 2 千円、その他収入、1,800 万円、合計 5,450 万 2 千円。2 年間の合計ですが、指定管理料としまして 9,100 万円、その他の収入 3,600 万円、合計 1 億 2,700 万円を見込んでおります。

支出につきましては、平成 30 年度、人件費 3,606 万 2 千円、事務費・管理費 3,643 万 6 千円、合計 7,249 万 8 千円。平成 31 年度、人件費は 2,731 万 9 千円、事務費・管理費 2,718 万 3 千円、合計 5,450 万 2 千円。2 年間の合計で、人件費が 6,338 万 1 千円、事務費・管理費 6,361 万 9 千円、合計 1 億 2,700 万円を見込んでおります。

各年度の収支内訳書は 29 ページ、30 ページの第 26 号に記載のとおりでございます。

それでは、23 ページにお戻りください。第 20 号から 24 号の提案内容については記載のとおりでございますが、市内の業者への発注や調達、市内の雇用等を積極的に行ってまいりたいと考えております。提案書に関する説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【部会長】 では、委員からの質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

私のほうから 1 点、尋ねますけれども、これまで事業期間 3 年で推移してきたんですけれども、今回は 2 年ということになりましたが、この 2 年の期間になったことについては、どういう感想をお持ちなんですか。

【千葉酪農農業協同組合】 実は、市有牛を今回、1 年目でなくすというお話でしたので、市有牛がなくなって、今度は育成に専門特化するという内容でどのような推移をするのかというのがちょっと不透明な部分がございますので。あと、千葉市のほうの考え方で、観光的な要素も取り入れるような話も伺っていますので、その移行期ということで考えれば 2 年間で妥当なのかなと。今後の展開がどのような形になるのか、私どももわかりませんので、市のご意向に沿いたいという考えでございます。

【部会長】 民間事業者との連携を含め、考える期間というふうにはそちらには伝わっていないんですか。

【千葉酪農農業協同組合】 具体的には、私どもには民間事業者としてのというのは伺っておりませんけれども。ただ、市有牛の今まで成牛を飼って、子牛をとって、それを市内の酪農家という業務をなくして、育成牛に専門的にやるような民間にかえていくという移行の時期ですので、それについては特に。

【部会長】 じゃ、基本的なところ、18 ページのところに事業内容ということで、年 4 回、市内酪農家から乳用雌子牛を選抜して預かり、利用期間中に受胎させ、妊娠中期以降になって乳牛をお返しするということなんですけれども、その利用期間というのが 18 カ月になるのは、これ、どういうことなのか全然わからないんですが。

【千葉酪農農業協同組合】 乳牛は、基本的に生まれて 24 カ月でお産させるという、大体それぐらい性成熟が早いんです。ですから、生まれて大体 14、5 カ月から人工授精により妊娠させるわけです。早い牛は 22 カ月ぐらいから牛乳を搾れるようになるわけですけれども、生後 4 カ月から 6 カ月の牛をお預かりして 18 カ月を足しますと、約 22 カ月から 24 カ月、それで初めて子供が生まれるという。18 カ月預かるというのはそういった意味合いで、集団生活になれさせて、酪農家の育成にかかる手間を省くというか、それが私のほうの使命というか、育成牧場の使命と考えます。

【部会長】 ほんとうに初歩的なことなので教えてもらいたいんですけれども、じゃ、この雌子牛というのは 4 カ月ぐらいの牛ということですよね。

【千葉酪農農業協同組合】 預かるのは 4 カ月から 6 カ月ですね。

【部会長】 4 カ月から 6 カ月。受胎するのは預かって、いつごろ？

【千葉酪農農業協同組合】 14、5 カ月から、早いものはそのぐらいから性成熟して発情が始まるわけです。なるべく早く、生涯どれだけお産をして、どれだけ乳を搾るか

というのが乳牛というか、経済動物なものですから、なるべく早く妊娠させる。けれども、そうはいつでも、体がある程度で上がらないと、大人の体にならないと、あまり無理させられませんので、それが大体 24 カ月で大人というか、成牛になるというものですから、逆算しますと妊娠期間は 280 日なんですね。

【部会長】 280 日、月数でいうと？

【千葉酪農農業協同組合】 9 カ月ちょっとですね。

【部会長】 妊娠中期というのは、何カ月ぐらいになったらお返ししているんですか。

【千葉酪農農業協同組合】 大体 20 カ月。とまりが、受胎のいいものと、ときどき成績の悪いものもおりますので、通常に 1 回の人工授精で種が受胎してとまれば、大体生後 20 カ月ぐらいで農家にお返しして、あとは農家に帰って、またその飼養管理になれさせる期間が必要ですので、それを見込んで、そのところを見計らって下牧させる、農家にお返しするということになります。

【部会長】 それで、大体 18 カ月になるだろうと。

【千葉酪農農業協同組合】 期間がですね。

【部会長】 期間として。この雌子牛を預かって、妊娠してお返しするというので、この利用者、酪農家にとってのメリット、逆に言えば、預けない酪農家さんはどうやっているんですか。

【千葉酪農農業協同組合】 メリットは、育成牛の数にもよるんでしょうけれども、育成とはいえ、ふんをしますし、餌を上げなければなりませんし、あと人工授精するための発情を観察しなければいけなかったりとか、その辺の手間を省くということ。あと、農家さん自体で、親牛もいますけれども、排泄物がありますね。排泄物は農家で処分しなければいけないわけです。それを、一定期間育成牧場に預けることで、その農家で処分しなければいけない分を減らすことができる。

あと、育成牧場に預けない方については、北海道に独自でルートを持っていて預託に出してみたり、東北方面にも牧場はございますので、そういうところに預けている方もいらっしゃる。もちろん、自家育成されている方もいらっしゃいます。

【部会長】 自家？

【千葉酪農農業協同組合】 育成、自分のうちでやられている方もいらっしゃいます。

【部会長】 というと、自分でやろうと思えばできるんだけれども、なかなかのメリットがあるから、お預けすると。

【千葉酪農農業協同組合】 そうですね、先ほど言った手間を省くということ。

【部会長】 雌子牛ということなんだけれども、牛は生涯何度出産するんですか。

【千葉酪農農業協同組合】 何度というのは決まったものはないんですけども、平均的には、今 4 回か 5 回。多くお産する牛もいますし、1 産、2 産で病気で潰れていってしまうものもいますし。

【部会長】 2 回目以降の受胎というのは。

【千葉酪農農業協同組合】 あとは牧場ではなくて、ご自宅で、農家のほうで。

【部会長】 やられるわけね。

【千葉酪農農業協同組合】 そうです、お産をしながら。

【部会長】 1 回目が難しいから？

【千葉酪農農業協同組合】 いや、そういうことじゃないですね。

【部会長】 どういうことで？

【千葉酪農農業協同組合】 育成を集団で私ども管理しますと、発育のいい、悪いとか、疾病の……。集団で見えていますので、そういう著しく遅れるものは別として、こいつ、ちょっと負けているよとか、集団 15 頭で 1 グループになるわけで、その中で競争しながら餌を食べて育っていくわけなんです。管理が行き届くというか、職員がみんな見えていますので、だから、例えば発情の兆候があつて、これは受精させるべきだとか、そういった判断というのが、農家さんは見逃すと、性周期というのは 28 日になるんです。だから、28 日受胎が遅れる、約 1 カ月遅れるわけです。そうすると、その分、体は育ち、その分余計ご飯を食べるわけですから、なるべく早く種を受胎させて、分娩させるというのはなるべく早いほうがいいわけなんです。それを、育成牧場に預けることによって、そういうものを……。

【部会長】 生涯何度か出産はするんだけど、最初のときは難しいので手助けするということですか。

【千葉酪農農業協同組合】 難しいというわけでもないでしょうけれども、やっぱり手間を省くというか。あと、成牛になりますと、牛乳を搾りながら、大体つながれているんです。ですから、発情とか、そういうのも発見はわりとしやすいんです。ちょっと難しい話ですけども、発情すると、要するに種つけの人工授精の適期になりますと、出血してみたり、粘液をおろしたり、そういったことがあるんです。あと鳴いてみたり、そわそわしたりとかいうことがあるんです。

しかし、つながれた状態ですと、その場で粘液なり、出血なりというのが見えるんですが、汚物と一緒に下に垂れているわけで。ただ、育成段階で放されていると、わりと同じようにほえたりとか、上に乗っかったりとか、乗駕というんですけれども、そういった行動はするんですが、見逃した場合は 1 カ月、妊娠が遅れるわけなんです。その辺を育成牧場に預けることで、集団飼育をして管理の行き届いた中で、なるべく早く種をとめて農家にお返しするというのをやっていますので、その辺の、あとは農家さんの注意力というか、観察する力と言ってはなんですけれども、その辺もお任せするというような。

【部会長】 おぼろげながら、預ける酪農家さんのメリットがあるというのはわかったんですけども、これだけの補助金というか、管理料を支払って市がこれを運営するメリットというのは何なんですか。

【千葉酪農農業協同組合】 私、考えるには、ここに何度も出てきますけれども、酪農家、酪農発展、酪農振興。預託料として私どもがお預かりしているお金は、18 カ月預かって基本は 30 万円なんです。実際に農家さんで自分のところでできたあぜ草を刈って食べさせていたら別でしょうけれども、1 日の飼料代から計算しますと、非常に安い金額。その辺の管理料から計算しますと、非常に安いものになっているんですよ。

これ、北海道に預けても、やっぱりさっき言った東北に預けても、あと、千葉県にも千葉県の乳牛育成牧場というのがございますけれども、それと比較しても、比較的安い

ものですから、その辺の経済的な有用性というのが酪農家にもたらされているのではないかなと思いますけれども。

【部会長】 自分でちゃんと最初の出産からやる酪農家さんもいらっしゃるわけですね。

【千葉酪農農業協同組合】 はい、いらっしゃいます。

【部会長】 手助けということでの施設というふうに考えて、そのために市が委託しているわけでしょうけれども、市にとってそういう費用を払って牧場を持っている、維持していること、このメリットというのは。

【千葉酪農農業協同組合】 千葉市のお考えというか、農業振興という、そちらのほうの話になるのではないかと私は感じますけれども。

【部会長】 預ける人というのは弱小酪農家なんですか。弱小酪農家の保護ですか。

【千葉酪農農業協同組合】 弱小でもないですけどね。中堅、中間的な酪農家、全く規模がでかくて、集団飼育とか、そういうことができる……。千葉市には今はいないですけども、頭数が成牛頭数で 200 頭、300 頭という人も千葉県内にはいらっしゃるんですね。そういう方ですと、当然生まれてくる子牛も多いので、集団飼育で人を雇って、それに観察させてみたいな分業化しているような農場もあるようですが。

千葉市内の酪農家の平均頭数というのは、おそらく成牛で 30 ないし 35、育成で 10 頭いるか、いないかというところだと思うんですね。

【部会長】 どうぞ。

【和泉農業生産振興課長】 よろしいでしょうか。乳牛育成牧場の役割なんですけれども、まず子牛を預かって、妊娠して、最初の牛乳が出るようになる間は当然牛乳は出ませんので、経済的な利益を生まないものです。その部分は、仮に農家さんが負担をいたしますと、牛乳の生産に大きな影響を及ぼす。もちろん、中にはご自分でやられている方もいらっしゃいますけれども、全く生産性のない部分を農家さんに負担をさせるということになりますので。そうしますと、当然牛乳の生産量が落ちるということで、初期の小さな牛から最初の牛乳が出るまでの酪農家さんの負担は市ですできるだけ軽減をしてあげるということで、育成牧場の子牛を預かるという業務を行っております。

市といたしましても、まだこれは国の統計などによりますと、県内 4 位の生乳の生産額がございます。もちろん北海道のような大規模というわけにはいかないんですが、個人経営でしっかりとやられている農家さんがいらっしゃいますので、その方たちに最初の生産性のない子牛の管理というのを負担させないように。それでいて、今ある生乳の生産高というのを市としてもできるだけ維持していきたいというところから、育成牧場で最初の子牛を、酪農家さんの負担を軽減するためにお預かりをしているというところからでございます。

【部会長】 市は酪農といいますか、牛乳の生産、ある程度の量を確保しなければいけない理由というのは、何かあるんですか。

【和泉農業生産振興課長】 必ずしも何トン生産しなければいけないということとはございません。そういう数値的なものはございませんが、まだまだ市内でも牛乳を生産する酪農家さん、いっぱいいらっしゃいます。そういった方たちがより経営が安定できる

ように、そして、数値目標はございませんが、生乳、牛乳の生産がより千葉市として盛んになるように応援はしたいというところです。

【部会長】 事業として、酪農をやる場合、収益に結びつかない期間があるというのだけれども、それを織り込んでの事業が成り立つかどうかであって、それに市が手を差し伸べるといいますか、全部の酪農家なら別だろうけれども、利用者は限られていますね。その一部の利用者しか利用できない、そういう施設を設けなければいけない理由というのはどこにあるんですか。

【和泉農業生産振興課長】 今ご利用いただいているのは、全農家というわけにはいかないんですけれども。ただ、対象自体は全農家、酪農家を対象としたものとしております。

【部会長】 いや、全雌子牛がここへ来ているなら、それはわかりますよ。一部でしょう、この便益にあずかっている酪農家は。

どうぞ。

【植草農政部長】 部会長のおっしゃるように、本来だったら市内の酪農家、全酪農家というのが対象で、これは我々も絞っているわけではございません。その中で、やはりここを利用したいという人、それと、また別のところを利用したいという人、そこは選択の余地がございますし、現に千葉市の我々の牧場に世話になりたくないというような方も中にはいらっしゃいます。ですので、全酪農家を我々としては門戸は開いていますけれども、全てがここを利用していないというのが現状、実情でございます。

【部会長】 うん、だから、この事業に市がこれだけの事業費を支出しているわけですよ。それに見合うメリットは何ですかという質問。なくてもいいんじゃないですか。存在する理由は何なんですか。

【植草農政部長】 これまで、やはり市内の酪農振興ということを目的に、昭和 43 年に設置をしているわけで、それを今も継続しているというのが、この酪農振興というのが第一の名目でございます。

【部会長】 わかりました。

ほかに、どうぞ。

【副部会長】 30 年度、31 年度と、対象を絞って人員体制のことをお聞きしたいんですけれども、今 29 年度、今年的人数は何人で、30 年度は 8 人体制、31 年度は 4 人体制になるわけですね。もちろんここに説明があるように、研修制度とか、人員を確保する方法をいろいろ書かれておりますし、まずは対象を育成牛という形の部分に絞っていくということで、この人員についての考え方はかなり確度の高い考えが今までやられた経験から出ているのか。やってみないとわからない部分が多いのか。

もちろん、病気の発生とか、いろいろな問題があったときに、ほかから派遣するという趣旨のことを書かれておりますので、通常の形でやったときに、これは今までの考え方として、こういう体制は維持できるものだというお考えなのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

【千葉酪農農業協同組合】 私のほうからお答えさせていただきます。市有牛を管理しているということを先ほど申し上げましたけれども、市有牛は千葉市が所有している

乳牛で、成牛と育成牛と両方いるんです。成牛については、当然のことながら人工授精によって子供をとりまして、お乳を搾ってということで、少し出れば市内の酪農家に払い下げるということを今までやってきたわけです。

当然ながら、成牛を飼うということは、乳搾りが大体朝夕2回なんですけれども、大体12時間置きに搾るのが一番いいとされていますので、当然1日のうちの12時間置きということになりますと、朝6時ですと、夕方6時という形で、結構通常の勤務時間よりちょっと外れてしまうわけなんです。それが31年度には市有牛の飼育がなくなって、預託牛だけになるとなりますと、この一番手のかかる搾乳という業務がなくなるわけなんです。そうしますと、例えば8時に出てきて、夕方5時に帰って、夜間は牧草か何かをふんだんに与えておけば、牛のほうはそれを自由採食でできるということです。

実際に目の届く時間というのは短くなってしまいうというデメリットはありますけれども、人が介在して拘束される時間が成牛を飼っていたときよりも短くなるという事実はございますので、そんなことから人数をこれだけ減らしてやっていけるのではないかと、そういう考えで減らしたというものでございます。

【副部長】 29年度というのは、何人体制ですか。

【千葉酪農農業協同組合】 今、同じ8名です。

【副部長】 8人、ああ、そうですか。十分回っていると。それから、いろいろの時間外の問題なども解決できていくということで、4名体制で回っていくだろうと。

【千葉酪農農業協同組合】 場長を含めて5名体制です。

【部長】 ほかに、ご意見等ございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、千葉酪農農業協同組合の方はご退席ください。

【千葉酪農農業協同組合】 どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(千葉酪農農業協同組合 退室)

【部長】 ご退席いただいたところで、次に審査に入るところですけれども、審査の前に何かご意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

ないようでしたら、次に審査に入ります。事務局は審査方法について改めて説明をお願いします。

【石出農政課長】 審査の方法ですが、先ほど所管課よりご説明申し上げましたが、再度ご説明させていただきます。資料1-7という提案内容審査表をご覧ください。この表の一番右、評価欄に○、×で記入をお願いすることになります。資料1-3、「牧場3」の指定管理予定候補者選定基準の中の4ページですが、3番目の提案内容審査にありますとおり、委員の方のうち1人でも×の評価を行った項目がある場合は協議を行い、選定評価委員会での意見を決定していただくことになります。ご意見等がある場合は、審査表の一番下にある意見記入欄にご記入いただきたいと思います。記入の終わった方は事務局のほうで回収いたしますので、お知らせください。

なお、先ほども申し上げましたが、育成牧場の審査ですが、審査項目の4(2)利用料金の設定及び減免の考え方については、利用料金の設定がないことから、また、審査項目4(8)自主事業の効果的な実施については、防疫対策上、自主事業の提案がない

ことから審査対象外といたしております。斜線部分でございます。以上でございます。

【部会長】 では、審査をお願いします。委員名というのは右上、これは書くのは必須ですね。

【石出農政課長】 はい。

【部会長】 鉛筆、ボールペン、どうなんですか。どちらでもいいんですか。

【農政課職員】 どちらでも大丈夫です。

【部会長】 一番下の意見記入欄、これについてはどうなんですか。どういう意見というか、別に制限なし？

【石出農政課長】 意見がある場合は記入していただければと思います。

【部会長】 はい、わかりました。では、一応今からめいめい書いていただいた上で、10 分後には集計ということでよろしいですか。

【石出農政課長】 はい。

【部会長】 では、始めましょう。

(休 憩)

【部会長】 それでは、再開します。

取りまとめた評価について、事務局より説明をお願いいたします。

【石出農政課長】 取りまとめました結果、全て審査項目、○という評価をいただきました。なお、意見記入として、協議内容を踏まえ、事務局案といたしまして、30、31 年度で業務内容が変わることから、適正な人員配置による管理に努められたいという内容を記したいと存じます。

また、市に対する意見といたしまして、施設、あらためて牧場の存在意義、公費投入等の効果を検討いただきたいという内容を市に対するご意見として頂戴したということで、ご報告をさせていただきます。以上でございます。

【部会長】 ほかにこの件に関してのご意見等がありましたら、お願いいたします。

ほかにご意見がなければ、提案書については、市の示した管理運営の基準等におおむね適合しているということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 それでは、その旨、決定いたします。なお、市に対し答申する際の文言等の整理につきましては、私にご一任願います。

続いて、議題 2、千葉市ふるさと農園指定管理予定候補者の選定について、事務局から説明をお願いいたします。

【時田農政センター所長】 農政センター所長の時田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。ふるさと農園ですけれども、他の施設と同様に非公募での審査ということで、前回の評価委員会の中でも少しお話をさせていただきましたけれども、非公募の理由といたしましては、平成 26 年 7 月に策定されました千葉市公共施設の見直し方針によりまして、当該施設の役割について見直す必要がありました。その中で、28 年から 2 年間を非公募により指定をし、管理をしてきたところですが、この 2 年間の間には結論にまで至りませんで、もう一年間、あり方の検討期間を延長さ

せていただきたいということで、延長する必要が生じました。

この間、市民サービスの低下を招くことなく、安定的に管理運営を行うため、現指定管理者であります千葉みらい農業協同組合・千葉市園芸協会を非公募で指定管理予定候補者としてご審議をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

各資料の説明ですけれども、つづりのほうは、ふるさと農園のほうの「ふるさと1」です。管理運営の基準につきましては、施設の管理を行う上での市の基準を示しております。「ふるさと2」の指定管理予定候補者選定要項ですが、管理運営の基準に基づき、申請者が遵守すべき内容、手続の方法等を記載しております。

「ふるさと2」の13ページをお願いいたします。ページの中ほどに指定管理委託料を記載しておりますけれども、消費税込みで4,020万円といたしました。積算の考え方ですけれども、平成25年度から28年度までの決算額に物価上昇等を加味したものでございます。また、平成31年1月から3月の間につきましては、田園エリア、これもふるさと農園、2つに大きく分けますと、都市エリア、田園エリアという分け方をしておりますけれども、その田園エリアのほうの施設を閉鎖しまして、施設の改修工事を行う予定でおります。閉鎖の期間中につきましては、田園エリアの維持管理業務を不要としたために、相応する指定管理料を縮減しております。

「ふるさと3」の指定管理予定候補者選定基準ですけれども、指定管理者の審査についての基準が示されております。8ページをお願いいたします。こちらには、本施設の設置目的及び指定管理者に求める役割を書いております。ビジョンとして、市民が土や自然に親しみ、農産物の生産、加工の実習などを通して、農業に対する理解を深めるため必要な事業の拡充としまして、ミッションとしては、農業に接する機会の少ない市民が農業について学ぶことができ、日本の農村原風景を再現した憩いの場に触れることにより、農林業に親しみを持たせるとしました。

その下ですけれども、成果目標、利用者数、年間8万人といたしました。

続きまして「ふるさと4」の形式的要件審査ですけれども、選定基準において、第1次審査として市が審査を行うもので、今回の申請者、千葉みらい農業協同組合・一般社団法人千葉市園芸協会につきましては、審査項目アからケ、全9項目について資格要件を満たし、かつ失格要件のいずれにも該当しないことを確認いたしております。

続きまして、「ふるさと5」の指定管理予定候補者提案書、及び「ふるさと6」の貸借対照表等計算書類に関しましては、申請者より提出をされたものでございます。

続きまして「ふるさと7」、別紙A3判の表ですけれども、指定管理者提案内容審査表です。先ほどと同様に、委員の皆様には審査した内容を各項目の右側の欄に○、×で記載をお願いいたします。審査項目の内容につきましては、先ほどご説明をさせていただいた選定基準のとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

【部会長】 今の説明について何かご質問はございますか。

それでは、千葉みらい農業協同組合・一般社団法人千葉市園芸協会の共同事業体から提案書について説明をお願いしたいと思います。事務局は、千葉みらい農業協同組合・一般社団法人千葉市園芸協会の方を入室させてください。

(千葉みらい農業協同組合・(一社) 千葉市園芸協会 入室)

【部会長】 どうぞご着席ください。

簡単に一言、出席なさった方々の肩書など、いただければと思います。

【千葉みらい農業協同組合】 J A千葉みらいの生活部の田川と申します。生活部でふるさと農園の主管部署ということで、本日、出席させていただいています。よろしくお願いいたします。

【(一社) 千葉市園芸協会】 一般社団法人千葉市園芸協会の専務理事兼事務局長を務めております鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

【千葉みらい農業協同組合】 ふるさと農園の園長をしています、千脇といいます。よろしくお願いいたします。

【部会長】 提案書につきましては事前にいただいております。この提案書について15分程度で説明をお願いいたします。

【千葉みらい農業協同組合】 それでは、私、ふるさと農園の園長の千脇のほうから説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、座った形でよろしいでしょうか。

それでは、まず提案書につきましてご説明をさせていただきます。時間の関係もございますので、大変恐縮ですが、簡略化させた中でご説明をさせていただきます。

では、まず資料の提案書の目次をめくっていただいた中で、資料1 ページ目の提案書様式第1号でございます。こちらにつきましては、管理運営の基本的な考え方ということで、施設の設置目的を達成するために、市民に積極的に利用されるよう管理運営を行ってまいります。また、管理運営に関しましては、民間運営のノウハウを生かして市民ニーズの反映、柔軟性のある施設運営、管理経費の削減に努めてまいります。また、施設の維持管理を市が直接管理するよりも、管理経費が制限できると考えてございます。

2 ページ目をお願いいたします。提案書第2号、同種の施設の管理の実績でございます。平成18年度より、ふるさと農園の管理運営を私どもでやらせていただいております。

3 ページをお願いいたします。提案書第3-1号から3号までの管理運営の執行体制でございます。人員配置につきましては、総括責任者として園長1名、農林業担当職員1名、経理担当1名、以上3名を常勤職員として配置いたします。

次に、教室企画運営担当1名、こちらは嘱託職員になります。次に、受け付けや夜間管理等に従事するパートの職員7名を配置いたします。合計で11名で行ってまいります。

管理運営業務のうち植栽から設備機器保守点検、清掃、警備は、その作業の専門性を考慮いたしまして、再委託にて行うようにいたします。

10 ページ目をお願いいたします。提案書第6号の従業員の管理能力向上策につきましては、市主催の研修会に職員を参加させるほか、ふるさと農園内で接遇研修等を行いまして、利用者に気持ちよく利用していただけると同時に、利用者との信頼関係を構築してまいります。

11 ページをお願いいたします。提案書第7号の施設の保守管理の考え方につきましては、毎日の目視による点検を基本として、異常箇所を見つけた場合は写真撮影を行い、迅速に市に報告し、修繕の協議を行います。また、植栽に関しましては、種類、形状、

特性等に応じ、適切な管理を行ってまいります。

12 ページをお願いいたします。提案書第 8 号、設備及び備品の管理、清掃、警備等についてでございます。設備につきましては、目視による日常点検を行うとともに、委託業者による定期点検、法定点検を行いまして、異常がある場合には修繕を行います。清掃につきましては、日常清掃に加えまして、休園日に床のワックスがけ等、日常清掃では対応できないような箇所を清掃いたします。警備につきましては、日中は職員が園内を巡回いたしまして行いますけれども、夜間、休館日等につきましては機械警備といたします。

14 ページをお願いいたします。提案書第 9 号の関係法令等の遵守についてです。個人情報保護に関しましては市の条例を遵守してまいります。また、パソコンのセキュリティーソフトの導入等、情報の流出対策を講じてまいります。ふるさと農園の情報提供につきましては、「市政だより」、教室やイベント情報を掲載するほか、ふるさと農園のホームページや J A の直売等にパンフレット、ポスター等を掲示いたしまして情報発信をしてまいります。

本施設の研修室の利用に関する行政手続に関しましては、市の条例規則に基づき適正に対応し、利用料金の免除及び減免に関しましては取り扱い要領に基づき適正に対応してまいります。

労働条件の確保に関しましては、関係法令、規則を遵守し、市が提示する労働条件チェックリスト等に基づき、適切に対応してまいります。

16 ページをお願いいたします。提案書第 10 号のリスク管理及び緊急時の対応につきましては、開館中は職員による園内巡回を実施し、閉園時間帯や休館日は機械警備を行ってまいります。また、千葉北警察署に定期巡回を行っていただく等、警察との連携を図ります。また、年に 2 回、防火防災の訓練を行います。あわせて、施設内の事故に対応するために損害保険にも加入いたします。

17 ページをお願いいたします。提案書第 11 号の開館時間及び休館日の考え方につきましては、千葉市ふるさと農園設置管理条例のとおりといたします。

18 ページをお願いいたします。提案書第 12 号の利用料金の設定及び減免の考え方につきましては、千葉市ふるさと農園管理条例のとおり、利用料金とし、利用料金の減免につきましては、千葉市ふるさと農園設置管理規則のとおり行います。

19 ページをお願いいたします。提案書の第 13 号ですけれども、施設利用者への支援計画につきましては、経験豊富な職員を引き続き雇用することによりまして、質の高いサービスを提供していきます。また、園芸知識を備えた職員を雇用いたしまして、園芸相談等に対応していきます。ふるさと農園には授乳室等の専用の部屋がないため、そういう場合はほかの部屋を案内するなど、不都合がないように対応してまいります。

20 ページをお願いいたします。提案書第 14 号の施設の利用促進の方策についてです。ふるさと農園には市民に農と触れ合う機会を提供し、市の農業に対する理解を深めるといった目的があります。この目的を達成するための中心となる事業が農林業に関する体験教室と考えてございます。このことから、体験教室の実施につきましては「市政だより」やホームページにより広く情報発信をし、日本の伝統文化や季節を感じられる教室や、

千葉市の特産品を使った料理教室等、魅力ある教室を行ってまいります。

21 ページをお願いいたします。提案書第 15 号の利用者の意見聴取、自己モニタリングの考え方につきましては、施設内にアンケート用紙回収箱を設置します。また、教室等の参加者につきましては、アンケートを配付し、アンケートの結果に基づいて改善を図ってまいります。

23 ページをお願いします。提案書第 16 号の施設の事業の効果的な実施につきましては、本施設の設置目的である農林業への理解を深めることや、憩いの場の提供、農林業の振興に寄与すること。このことを踏まえ、現在まで実施しております研修室の貸し出し、花壇の整備、農林業体験教室、直売コーナー、春祭りや収穫祭を実施することによりまして、施設の活性化が図れ、より多くの市民に活用され则认为てございます。

25 ページをお願いします。提案書第 17 号の成果指標の数値目標の考え方につきましては、魅力ある教室を実施いたしまして、春祭り、J A 関係施設のイベントの P R を行うことによりまして、利用者数を年間 8 万 5,000 人という形で設定させていただきました。

26 ページをお願いいたします。提案書第 18 号の自主事業の効果的な実施につきましては、本市で生産される季節の農産物や農産加工品を直接販売することにより、市内農業に対する理解を深めてまいります。また、市民参加型のイベントとして春祭りや、収穫祭等の季節ごとの催事を実施し、農業や農村文化への理解を図ってまいります。

28 ページをお願いいたします。提案書第 19-1 号の収入支出見積もりの妥当性（収入見込）についてです。有料施設利用料金収入及び温室農産物販売収入については、これまでの実績に基づいて作成いたしました。また、自主事業収入につきましても、同様にこれまでの実績に基づき試算をさせていただきました。

29 ページをお願いいたします。提案書第 19-2、収入支出見積もりの妥当性（支出見込）につきましては、不必要な支出はなくし、経費の削減を行ってまいります。清掃、植栽、花木につきましては、委託業者による維持管理のほか、ボランティアに協力いただくことで経費の削減を図ってまいります。

また、平成 30 年度の予算の配分につきましては、35 ページの提案書第 25 号をご覧ください。

以上で、簡単でございますけれども、こちらの提案書の内容のご説明とさせていただきます。以上です。

【部会長】 ご質問やご意見等がございましたら、発言ください。

ページ 25 に成果指標の数値目標達成の考え方ということについて、魅力ある教室数の設置によって市が設定した目標の 8 万人以上の 8 万 5,000 人を目標として設定なさっていらっしゃるけれども、これはもうちょい、具体的にどんな仕掛けを考えていらっしゃるんですか。

【千葉みらい農業協同組合】 現在、年間 65 教室ほど行っていて、そういう中で、あとは花壇とか、そういうイベント関係の来場者とかで、年間約 10 万人の方がいらっしゃるっていただいているんです。今回の提示の中には、1 月から 3 月までの庭園部分のほうを改修を考えているということで、そちらのほうができなくなるということ。

あわせて、そちらのほうでも、教室の関係につきましても1月から3月は特にはというご指摘はあったんですけども、私どもとしてはそういうものはせっかく根づいたものですので、ぜひできればということで、そういうものを開催して、この辺の人数をやらせていただければと考えてつくりました。

【部会長】 対象を大人ではなくて、小学校、あるいは幼稚園児の団体での訪問者というか、そういうのを受け入れるような何か仕掛けみたいなものは。

【千葉みらい農業協同組合】 親子教室だとかいう教室をやって、それは人数は少ないですけども。あとは、現在、千葉市の小学校などに案内を出して、園内の散策だとか、どこかの視察関係、学校行事等があるみたいですけども、そういうときにちょっと寄っていただいて、昼食を兼ねて説明をしたり、見ていただいているという形はやってございます。

【部会長】 というと、この8万5,000というのは楽にクリアするだろうと。

【千葉みらい農業協同組合】 楽かどうか、この場で大変言いづらいですけども、過去の経過からいけば、それなりにクリアできるのではないのかなとは思っておりますけれども、天候その他、いろいろ、また施設の老朽等もございまして一概には簡単にできるとは言いませんけれども。

【部会長】 ほかにご意見等、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

ありがとうございました。それでは、千葉みらい農業協同組合・一般社団法人千葉市園芸協会の方はご退室ください。

(千葉みらい農業協同組合・(一社) 千葉市園芸協会 退室)

【部会長】 ご退室いただいた上で、審査に入る前に何かご発言、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

【委員】 はい、冒頭聞き忘れてしまったんですけども、案内書きにも書かれています、この28年度から2年間の施設のあり方の検討の進みぐあいというか、そういう状況的なものをご説明願えればと思います。

【部会長】 お願いします。

【時田農政センター所長】 農政センター、時田です。この2年間の進め方からいいますと、28年度は食品関係の企業等に少しアンケートをとったり、あと、この施設に興味を示された方には、うちのほうから前年度、職員が行きまして、この施設の有効活用を何とかできませんかというぐらいたのびのびの訴えをしてきたんですけども、貸す、借りるというのは、先ほどの千葉市公共施設の見直し方針の答申の中では、貸し付け、売却を検討すべきとされている中では、なかなか貸し付け、売却に乗ってくれる業者さんはいらっしやなかったと。

そうした幅広にやってきた関係で、この先、今どうするというのはなかなか言えない状況です。ただ、我々としては、農との触れ合いの機会の提供というのは続けていきたいと思っています。農業関連施設としての利活用を、今まさに、この前にいただいた2年間の中、今その後半戦でございまして、検討中という状況です。

方向性としては、これまで農との触れ合いの事業用地として使ってきた。その農との触れ合いという部分は継続したいというのが、今の考え方です。

【委員】 じゃ、また結論に至らなければ、さらに1年更新？

【時田農政センター所長】 先のことは何とも言えませんが、我々のほうも一生懸命次の1年間では方向を決めてやっていきたいと思っています。その関係もありまして、今回の指定管理のこの議案は、来年の1－3月については、田園エリアのほうに今、古民家が展示物としてあるんですけれども、その撤去等を考えて検討しております。その辺の工事等の関係もありまして閉鎖をさせていただくということで、少し変則的な運用になりますけれども、今回の指定管理の審査をお願いしているということです。以上です。

【委員】 わかりました。

【副部長】 よろしいですか。ここに千葉市ふるさと農園管理運営基準のね。

【部長】 資料はどこですか。

【副部長】 「ふるさと1」の新旧対照表に、平成31年1月から3月の間は、施設の改修工事に伴いということで、今おっしゃったのは31年ですね。

【時田農政センター所長】 失礼しました。30年度ですけれども、31年の1月から3月ですね。

【副部長】 平成31年3月までを改修工事にして、そこで田園エリアに改修するという、改修の内容は確定されているんですか。今、古民家を撤去するというお話をされたので、その前提では決まっているのかどうか。

【時田農政センター所長】 古民家の撤去も、これ、決まっているわけではなくて、方向性としてはそういう考えを我々は持っていますけれども、この先、予算の審議等もありますし、予算については議会でご承認をいただいてということになりますので、今確定でこうだというのは言えないんですけれども、方向性としては撤去の方向性で考えているということです。

【副部長】 それに伴い、ほかの改修はまだ決まっていないということ？

【時田農政センター所長】 ほかの部分についてもまだ決まっておりませんし、外向きに明らかにこうだというのはなかなか言えない状況で、最後の最後、予算の審議の中で議会にもかけて諮っていくようなことになります。

【副部長】 ありがとうございます。

【部長】 ほかにご発言がなければ、審査に入ります。事務局は審査方法について、改めて説明をお願いいたします。

【石出農政課長】 審査の方法ですが、先ほどの議題1と同様であります。評価欄の記入と、意見がある場合は意見記入欄にご記入をお願いしたいと思います。記入の終わられた方、こちらで回収いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【部長】 では、審査に入りますけれども、時間的には、先ほどと同じように10分後ぐらいでよろしいですか。

【石出農政課長】 はい、お願いします。

【部長】 では、配付されている資料にご記入ください。

(休 憩)

【部長】 それでは、再開いたします。取りまとめた評価について、事務局より説

明をお願いいたします。

【石出農政課長】 全ての審査項目が○の評価をいただきました。ご意見の協議の内容を踏まえ、意見欄案といたしまして、田園エリアの改修等、約9カ月の短期という、管理形態が変則となりますが、これまでどおり適正な運営に努め、農と触れ合う機会の提供に努められたいというコメントをつけようという案をお示しいたします。

加えまして、市への意見ということで頂戴いたしました。来期1年での結論を目指して努力くださいというコメントがありましたので、市へのご意見として承ることといたしました。以上でございます。

【部会長】 今報告いただいたことについて、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

ございませんようですので、じゃ、提案書については、市の示した管理運営の基準等におおむね適合しているということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 それでは、その旨決定いたします。なお、市に対し答申する際の文言等の整理につきましては、私にご一任願います。

それでは、議題3、下田農業ふれあい館（千葉市下田都市農業交流センター）指定管理予定候補者の選定について、事務局から説明をお願いいたします。

【時田農政センター所長】 それでは、下田農業ふれあい館についてですが、こちらの施設も非公募での審査をお願いするものです。非公募の理由といたしましては、本施設の設置目的であります、都市部、農村部の交流を図るとともに、農業を振興することにより、地域の活性化に寄与するという目的を達成するためには、地域の活力を積極的に生かした管理運営を行うことにより、明確な事業効果が期待できるものと判断をして、地元住民により組織されました下田ふれあい交流施設管理運営組合を選定いたしました。

続きまして、資料のほう、「下田1」の管理運営の基準ですが、こちらも前の施設同様、施設の管理を行う上での市の基準を示しております。

続いて、「下田2」の指定管理予定候補者選定要項ですが、管理運営の基準に基づき申請者が遵守すべき内容、手続の方法等が記載をされております。こちらについては、14ページをご覧ください。「下田2」の14ページです。こちらでは、来年度から5年間の指定管理委託料を、中段より少し上に書いてありますけれども、消費税込みで4,750万円といたしました。積算の考え方につきましては、平成25年度から28年度までの決算額に物価上昇率等を加味したものでございます。

続きまして、「下田3」の指定管理予定候補者選定基準ですが、指定管理者の審査についての基準を示しております。8ページをお願いいたします。こちらには、本施設の設置目的及び指定管理者に求める役割を書かせていただいております。ビジョンとしては、いずみ地区の広域情報発信拠点となるとともに、千葉市産農産物のPR及び地域農業の振興に寄与することを目的とするとしております。

ミッションとして、千葉市内で生産された安全・安心な農産物を提供することにより、地産地消を推進するとしていたしました。

成果指標としては、最終年度に利用者数を年間 8 万人といたしたものです。

続きまして「下田 4」の形式的要件審査ですけれども、選定基準において第 1 次審査として市が審査を行うもので、今回の申請者、下田ふれあい交流施設管理運営組合につきましては、審査項目アからケまで、全 9 項目について資格要件を満たし、かつ、失格要件のいずれにも該当しないことを確認をいたしております。

続きまして、「下田 5」指定管理予定候補者提案書、及び、次の「下田 6」の貸借対照表等計算書類に関しましては、申請者より提出されたものでございます。

資料 7 の A 3 判の表、指定管理者提案内容審査表ですけれども、これは先ほどまでの施設と同様に、委員の皆様には審査した内容を各項目の右側の欄に○×で記載をしていただくものでございます。審査項目の内容につきましては、先ほどご説明いたしました選定基準のとおりですけれども、この施設につきましては 4 の施設の効用を最大限発揮するものであることのうち、(2) 利用料金の設定及び減免の考え方につきましては、貸し出し施設等がございませんので、記入不要でございます。

説明については以上でございます。

【部会長】 今の説明について何か質問はございますか。

ちょっと 1 点お尋ねします。指定管理料の基準額 4,750 万円ですね。現行の管理料と比較して同じ、上がる、下がる、どちらですか。

【時田農政センター所長】 上がります。わずかですけれども。

【部会長】 わずか上がる。

【時田農政センター所長】 30 万円程度、毎年です。

【部会長】 5 年間ですね。

【時田農政センター所長】 5 年間です。

【部会長】 ほかに質問ございますか。

それでは、下田ふれあい交流施設管理運営組合から、提案書について説明をお願いしたいと思いますので、事務局は下田ふれあい交流施設管理運営組合の方を入室させていただきます。

(下田ふれあい交流施設管理運営組合 入室)

【部会長】 どうぞ、ご着席ください。

説明をいただく前に、出席なさった方の肩書等、お答えいただければありがたいんですが。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 すみません、下田農業ふれあい館の組合長をしています、石橋と申します。よろしくお願いします。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 下田都市農業交流センターの事務長をしております垣通と申します。よろしくお願いします。

【部会長】 提案書につきましては、事前にいただいております。15 分程度で、この提案書について説明をお願いいたします。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 それでは、私のほうから提案書について説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料 3 の「下田 5」の提案書をお開きください。時間の制約もございますの

で、主な箇所を中心にご説明させていただきます。初めに 1 ページをご覧ください。提案書第 1 号、管理運営の基本的な考え方でございます。指定管理者は施設の利用者に対し満足を与えることを目的とし、民間のノウハウを導入することにより、専門性を生かした運営や施設の維持管理ができるとともに、市の直接管理よりも管理経費が縮減できるものと考えております。

また、関係法令を遵守するとともに、市との関係を密にして管理運営を行うこととしたいと考えております。

次に、2 ページをご覧ください。提案書第 2 号、同種の施設の管理実績でございます。当組合は下田都市農業交流センターの管理を行うことを目的に、地元住民により組織された団体であります。平成 20 年度のオープン時より当施設の管理を行い、今年で 10 年目となります。

続きまして、3 ページをご覧ください。提案書第 3 - 1 号から 3 号の管理運営の執行体制でございます。人員配置につきましては、業務責任者を 1 名、臨時職員 2 名を配置します。専門性のある給排水設備、消防設備、廃棄物処理、警備、清掃業務に関しましては再委託により行います。

次に、6 ページをご覧ください。提案書第 4 号の必要な専門職員の配置につきましては、業務責任者が防火管理者の資格を有しており、その他につきましては再委託業者で対応いたします。

次に、7 ページをご覧ください。提案書第 5 号の業務移行体制の整備につきましては、私どもは当該施設の現指定管理者であり、引き続き指定された場合は、現体制を維持し、管理を行ってまいります。

次に、8 ページをご覧ください。提案書第 6 号の従業員の管理能力向上策につきましては、都市部と農村部の交流を目的とする施設でありますことから、農業に関する知識及び技術を常に向上するよう研修を行うほか、毎日の朝礼や、毎週 1 回、接客や事務処理に対する職員会議を開催し、市民サービス及び業務水準の向上を図ってまいります。

次に 9 ページをご覧ください。提案書第 7 号の施設の保守管理の考え方です。建物及び駐車場に関して、毎日、目視や清掃時に点検を行い、もし異常箇所を発見した場合は、写真を撮り、速やかに市に報告後、修繕について協議をいたします。また、植栽に関しましては、種類、形状、特性等に応じ適切な管理を行ってまいります。

次に 10 ページをご覧ください。提案書第 8 号、設備及び備品の管理、清掃、警備等につきましてでございます。設備に関しましては、業務責任者を責任者とし、目視にて日常点検を行うとともに、再委託業者が定期点検、法定点検を行い、異常がある場合には修繕を行うものであります。また、清掃に関しましては、日常清掃、定期清掃、年末清掃を行ってまいります。

警備に関しましては、日中は職員がセンター内を定期的に巡回し、夜間に関しましては機械警備といたします。

次に 11 ページをご覧ください。提案書第 9 号の関係法令等の遵守につきましては、個人情報、情報公開に関しては市の条例を遵守するとともに、当組合としても規程を定め、適正に対応してまいります。

本施設の行政手続に関しましては、貸し出し施設がなく、利用料金がないため、該当はございません。労働条件の確保に関しましては、関係法令、規則を遵守し、市が提示する労働条件チェックリストに基づき適切に対応してまいります。

次に、12 ページをご覧ください。提案書第 10 号のリスク管理及び緊急時の対応につきましては、常に防災・防犯に注意を払うよう、安全管理について職員に周知徹底を図り、防止に努めるとともに、施設内の事故に対応するため損害賠償保険に加入します。また、災害等の緊急時において利用者の避難、誘導、安全確保及び必要な通知等、適切に対応するとともに、対応マニュアルの作成や最低限の資機材の確保に努めてまいります。

次に 13 ページをご覧ください。提案書第 11 号の開館時間及び休館日の考え方につきましては、千葉市都市農業交流センター設置管理条例に基づき、休館日を月曜日と年末年始、開館時間につきましては、農産物直売所は午前 9 時から午後 5 時、レストランは午前 11 時から午後 3 時 30 分までといたします。

次に 14 ページをご覧ください。提案書第 12 号の利用料金の設定及び減免の考え方につきましては、本施設は利用料金が設定されていない施設のため、該当はございません。

次に、15 ページをご覧ください。提案書第 13 号の施設利用者への支援計画につきましては、施設の設置目的である都市部と農村部の交流や農業の振興のために、農産物直売所とレストランの運営のほか、農業体験等のイベントを開催してまいります。

次は 16 ページをご覧ください。提案書第 14 号の施設の利用促進の方策につきましては、都市部と農村部の交流や農業振興を行うために、本施設を活用したイベントの開催のほか、新規に多目的広場の活用を検討してまいります。

次に 17 ページをご覧ください。提案書第 15 号の利用者の意見聴取、自己モニタリングの考え方についてであります。意見聴取の収集方法等につきましては、農産物直売所及びレストランにアンケート用紙・回収箱を設置するほか、各種イベント時に職員の聞き取り等によりまして実施してまいりたいと思います。集計結果に関しましては、毎月集計し、市に報告し、改善できる内容については速やかに対応してまいりたいと思います。

次に 18 ページをご覧ください。提案書第 16 号の施設の事業の効果的な実施につきましては、本施設の設置目的である都市部と農村部の交流や、農業の振興を踏まえ、現在まで実施しております農産物直売所、レストランや各種イベントを充実させていくことに加え、新たに多目的広場を活用したイベントの開催を実施してまいります。

次に、19 ページをご覧ください。提案書第 17 号の成果指標の数値目標の考え方につきましては、PR の強化、新商品の開発、イベントの拡充等を実施し、最終目標として利用者の増加目標を 8 万人と設定いたしました。この数値に関しましては、市から提案された数値と同数を記載してございますが、当組合といたしましては、あくまで市が提示した数値を最低限とし、可能な限り増やしていきたいと考えております。

次に 20 ページをご覧ください。提案書第 18 号の自主事業の効果的な実施につきましては、都市部の住民が新鮮で安全安心な地元野菜に触れることにより、地産地消の推進及び地元農業の振興が図られるものと考えております。また、実施体制については、業

務責任者、臨時職員、組合員はほぼ地元住民であり、地域内の活用できる場所や生産される農産物等についての知識を活用してまいります。自主事業の内容といたしましては、今まで実施しております農産物直売所、レストラン、家族お米づくり体験、収穫体験、店頭販売イベントに加え、新たに多目的広場を活用したイベントの開催を予定しております。

次に 22 ページをご覧ください。提案書第 19－1 号、収入支出見積もりの妥当性（収入見込）についてでございますが、自主事業につきましては、前の指定期間において自主事業収入がマイナスとなっていることから、利用者を 1 日当たり 5 人増加し、年 1,500 人を増加するよう努力していきます。

次の 23 ページをご覧ください。提案書第 19－2 号の収入支出見積もりの妥当性（支出見込）につきましては、現在、当施設の管理を行っている状況を踏まえ、人件費、事務費、管理費の各項目について精査した上で、管理経費の縮減に努めてまいります。次期指定期間の 5 年間の予算配分につきましては、29 ページの提案書第 25 号をご覧くださいと思います。

また、24 ページ以降の提案内容につきましては、審査項目ではございませんが、市内業者との契約や市内住民の雇用等を積極的に行ってまいりたいと考えております。

提案書に関する説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【部会長】 ただいまの説明に対しての質問、意見等がございましたら、発言ください。

【委員】 提案書の 17 ページの利用者の意見聴取というところですが、利用者のニーズを踏まえた運営を重視なさっていると思います。今回、ここで提案されている内容ですが、これまでと比べて追加されているところであるとか、違いのようなどころはあるのでしょうか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 アンケート調査は、もちろん実施しておりますし、このイベント時にアンケートを行うなどについて追加させていただいております。

【委員】 イベント時のアンケートというのは、今回新しく追加ということですか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 そうですね。ただ、職員の聞き取りについては、今までもやっておりますので。職員がイベント時に聞き取りをするというのはやっております。

【委員】 ここの聞き取りというのは、イベント時に限定されていて、通常の直売所だとかレストランでは、聞き取りというのは特に行っていないのでしょうか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 直売所、レストランにおいても、職員は聞き取りを、皆さんからの意見というか、そういうことも聞いて、実際に我々事務担当のほうには話を伝えてきておりますので、実際にはやっております。

【委員】 では、そういったことは全てアンケート結果でまとめられるということですね。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 はい。

【委員】 わかりました。

【部会長】 私から質問させてもらいますけれども、指定管理者であるところの下田ふれあい交流施設管理運営組合——以下、組合というふうに呼ばさせていただきますけれども、この組合のことについて、まずお尋ねします。提案書の2ページを見ますと、平成20年から今日まで、交流センターといいですか、ふれあい館に従事なさっているということなんですが、組合さんはほかの事業、このふれあい館以外の事業というのは何かあるんですか。それとも、これだけなんですか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 事業としてはこのふれあい館の事業のみです。

【部会長】 となると、組合が設立されたのも平成20年ということになりますか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 設立については平成19年に。

【部会長】 これに備えてつくられたということですか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 そうです。

【部会長】 それで、計算書類の中の、これ、ページがないんですけれども、最初は、計算書は1ページから行きましょうか。貸借対照表、資料6、これは27年のものということですが、資本金1,365万円、次年度、1枚めくると28年の末、1,365万、29年1,365万、この資本金というのは、いわゆる組合員出資金ということでよろしいんですか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 はい、よろしいです。

【部会長】 組合員の方、構成員というのは何人いらっしゃるんですか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 37名です。

【部会長】 37名。この出資金の内訳といいですか、それは均等、どうなっているんですか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 1口5万円で口数は個人の自由です。

【部会長】 それを聞いた上でお尋ねするんですけれども、経営の安定という意味で聞きたいんです。決算書、今度は損益計算書のほうへ各年度を追っていきます。ですから、計算書類の2ページ、4ページ、6ページということになります。まず2ページ、26年度で中段から下、営業利益8万8,976円、翌年度、営業利益、マイナス47万8,304円、前年度がマイナス87万5,782円というふうに推移しております。この原因というのは、これは営業利益ということなんですから、原因というのは結局、直売所売り上げというのが足りないから赤字になっているというふうに見られるんですけれども、また、その赤字対策として、今回、直売所売り上げを伸ばそうというつくりになっているように思うんですが、それでよろしいですか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 直売所の売り上げを増やせば利益も上がってくると思うんですけれども、ただ、この直売所も組合員さんがやることはなかなか難しく、人をお願いしてやってもらっていますので、その人たちの人件費とかを引きますと、出荷者の人からもらった手数料で足らなくなったりする場合があるというところで、マイナスになる年もあるんです。

【部会長】 あのね、マイナスになる年もあるんじゃないかと、前年度、前々年度、続けて赤字に転落していますね。損益計算書の前年度、いわゆる6ページ目、当期純利益マイナス70万8,218円、この70万の赤字があと2年続けば、資本を食ってしまうわけ

でしょう。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 はい。

【部会長】 そういうことになりますね、赤字に転落しますね。その点で、2年で食い潰す危険があるんですけれども、その対策というのは、数値目標、28年度の農産物直売、28年度は2,947万4,184円というのが損益計算書の数字です。これを、29ページの収支予算書によると、農産物直売、30年には8,113万1千円、次年度、31年では8,200、32年では8,400、33年では8,600、34年で8,700というふうな伸びによって最終的なプラス・マイナスが、これは次ページ以下の数値を差し引けばですけれども、31年度はプラス65万2千円、31年度には114万3千円、次年度はプラス164万1千円、33年度は215万7千円、34年度は268万8千円のプラスが生じるんだというのが収支予算書の内容だと思うんです。

そのプラスを生み出す要素であるところの来場者、利用者数ですけれども、27ページを見ますと、毎年1,500人利用者、1日5人ずつ増加する。それによって達成されるんだということになるわけですね。そういうことで、この赤字危機を何とか乗り越えたいという読みだと思うんですけれども、関連して19ページに、数値目標は、この利用者、来場者というのを市が設定した目標の8万人に、30年度は7万4,000人、31年度は7万5,500人、32年度は7万7,000人、33年度は7万8,500人、34年度には8万人達成できるというような考えをお示しです。

これまでも、この利用者、レストランなり、直売に見える方々の増加を見込んだ努力を十分なさったと思うんです。それなのに、この先、これだけのものが増加するという根拠は何ですか。何がありますか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 今、組合長から努力をするしかないというふうにお話ししておりましたが、先ほど提案説明の中でも1日5人の利用者増等について考えていますと。その中で、達成のためにはイベントの回数の増加、あるいはPRの強化ということで、実際に我々、イベントをやっている中で、そのイベントをやったときには相当数の利用者が増えている状況にありますので、そういうことを踏まえて、今回の中身も提案として出させていただいているという状況です。

ですから、要するに利用者数を呼び込むためのイベント、あるいは、そういうものを多く重ねていくことによって、現実、今そういう効果もありますので、それを踏まえて、改めてまた増加させていくという考え方になっています。

【部会長】 最初に数字で押さえたように、営業利益、赤字に転落しているのは年度でいうと前々年度ですよ。それが努力しなかったというわけではなくて、努力はしてきたんだけど赤字が増えているという結果になってきているわけでしょう。ちょっといくら努力だ、集客だと言っても、1日5人ずつ伸ばす、1年で1,500人、数字合わせでしかなくて、そんな裏づけのあるようなものではないような気がするんですけれども。

一番懸念するのは、そこで赤字転落した場合に、先ほど最初に言った財政のリスクとか、財務のリスク、経営の安定という件ですけれども、組合長にお聞きしますが、もし赤字になるようであれば、出資金を追徴するということで赤字はカバーできるという見通しのものは考えていらっしゃるんですか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 今のところは出資金の追加は考えておりませんが、いずれにしても出資金を食い潰すわけにはいきませんので、いろいろ手を加えて努力をして、出資金を食い潰す前に赤字を減らしていくことを考えると。ただ、売り上げにつきましては、その年の野菜等の豊作、不作によって売れる量も変わってきますので、いくら頑張っても不作で売るのが少なかったりとかいう年もございますから、計算どおりに行かないこともあります。一応伸ばす方向で、いろいろチラシを入れたり、イベントをしたりして、また皆さんに来てもらうように何らかの努力をしていかなければならないと思っております。

【部会長】 わかりました。つまり、販売利益を伸ばすという意味では、それで解消できればいいんですけれども、懸念しているのは、それでも解消できなくて、赤字に転落する場合、それを回避する方法は追加出資金しかないと思うんですけれども、追加出資金というのは制度的に可能なんですか、不可能なんですか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 そのことについては、取り決めは組合としてはないわけなんです。ですから、必要ならば、それを会議でお願いするしかないと思います。

【部会長】 つまり、お願いすれば、組合からの出資は募れるということで聞いてよろしいですか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 はい。

【部会長】 ほかにありますか。

【副部会長】 基本的には、「下田5」の29ページの総括表、よろしいですか。そこに平成30年度から合計の収入が1億500万から、34年度には1億1,300万になりますね。これを覚えていただいて、最後のページと言ったらいいんですかね、損益計算書、下田ふれあいの平成29年3月31日までの1年間、当期とありますね。これ、売上高、上に書いてあるのは5,100万ですね。

先ほどのお話ですと、これ以外というか、ここで一番違うのは、直売所売上高が当期、つまり29年3月期には2,900万、約3,000万ですね。こっちの「下田5」の29ページは、翌年、平成30年度が農産物直売所が8,100万ですね。つまり、5,000万ほど増加するような書き方になっていますが、これは何が間違いなんですか。間違いではなく、正しい？

【部会長】 どうぞ。

【農業経営支援課職員】 ここにつきまして説明させていただきます。まず29ページに関しましては、総売上高の数字が記載されております。損益計算書の直売所のほうにつきましては、純利益というのは仕入れ等の値段を引いたものの数字が記載されておりますので、同数という考え方ではございませんので、売り上げで、29ページの5年間のほうは見ていただければと思います。

【部会長】 いやいや、そうじゃないでしょう。収入というのは、入るものでしょう、売り上げでしょう。差し引いて初めて収益ということになるわけでしょう、営業利益プラスなのか、マイナスなのか。それは支出の項目を差し引くということでしょう。ですから、先ほどちょっと簡単に省略してしまいましたけれども、29ページの裏から収入合

計、支出合計、それぞれ各年度で載っています。30年度だと、収入合計が9,211万、支出合計921万1千円ですね。そのほかに……。

ごめんなさい、失礼しました。このページではなくて、29ページから30、31、32、33、34、35ページというふうに言えばいいのか、自主事業の収支内訳、これで追っていくと、右側の下が収支AマイナスB、66万2千円、次のページ、114万3千円、次のページ、164万1千円、次のページ、215万7千円、次のページ、268万8千円、この数字が出てくるのは何かというと、農産物直売所というのが左側の一番上の項目に出てきます。直売所売り上げでしょう。これが8,113万に、次の年は8,275万、次の年は8,441万、次の年は8,609万、次の年は8,782万というふうに、現状よりも飛躍的な伸びを数字は出しているということになるでしょう。

今の直売所売り上げ、29年3月末の損益計算書でいくと2,947万でしょう。こんなに売り上げが伸びるわけがないでしょうと言っているんです。

【農業経営支援課職員】 ですから、Aの収入合計欄の農産物直売所の8,000万の数字から、Bの事業費の出荷者への支払いと仕入れ、ありますね。これを引いたものが損益計算書に載っている直売所の数字ということになります。なので、引いた数字ですから、8,000万円ではなくて、約2,000万の数字がここに載って来るということになります。

【部会長】 違うでしょう。売り上げというのはあくまでも収入項目でしょう。その下に売上原価というのがあるわけでしょう。それで差し引くところのAマイナスBが収支となるわけでしょう。差し引かないグロスの売り上げが、現在2,794万5千幾ら、それが収支見通しで言うところの自主事業でいくと、翌年からは8,113万、この数字に売り上げが伸びますということになっているんでしょう。幾らイベントをやったところで、こんなにたくさん伸びるわけがないでしょう。

しかも、年度1,500人の来場者を増やす、あるいは1日5人ずつ増やしていったところで、こんな数字になるわけがないでしょう。

【農業経営支援課職員】 仕入れの分しか書いていないかもしれませんね。

すみません、再度確認しなければならないかもしれませんが、おそらく損益計算書のほうの直売所売り上げ2,900万という数字が、おおよそ直売所の場合には、農家さんからの委託を受けている部分と、実際それ以外で市場のほうから仕入れている部分の商品が2種類あるわけです。大体3,000万円の数字に関しては、おそらく市場のほうから仕入れた部分の数字が大体3,000万円ぐらいという認識がありますので、その分の数字だと考えられます。

その下に受託事業収入897万9千円ございますが、こちらのほうは多分農家さんのほうから委託を受けて販売した部分の差し引きした利益になると考えられます。

【部会長】 受託事業収入というのは、補助金で管理費ということだよ。

【農業経営支援課職員】 委託料ですね、ごめんなさい。

【部会長】 レストラン売り上げで見てください。ネットの売り上げです。収入部門に書いてある数字ですよ。経費を引くの、プラス・マイナスなどではないんです。レストラン売り上げ、29年度末の損益計算書、1,322でしょう。自主事業のレストラン売り

上げ、収入、1,457万2千円、大体実態を踏んでいるわけでしょう。翌年度も1,486万、翌々年度、32年、1,516万。だから、レストラン売り上げはそんなものかなと言えるけれども、直売所売り上げが3,000万円にも行っていないのに、来年度からは8,000万。これがなければ赤字ですよ。8,000万があって、初めて。8,000万をたたき出す根拠は何なのかとなるわけですよ。来場者を増やすというんだけれども。

【農業経営支援課職員】 第1回目のときに、28年度の収支決算書をお示ししたと思うんですが、このときに直売所の収入合計が7,953万9,633円で、市のほうには報告を受けております。ですので、こちらのほうから、多分、おそらく組合のほうも8,000万円という数字を導き出している、市のほうは受けとめておりましたが。

【部会長】 自主事業でプラスにならないことには、赤字が増えていくだけなんですよ。その収益を出すため、先ほどの横書きのやつ、様式27号、30年度はプラス・マイナス66万2千円、次は114万3千円、次は164万1千円、次は215万7千円、次は268万8千円、出ますよというもくろみなんでしょう。そのプラスが出てくる一番大きなAマイナスBのところのA、収入、それが直売所での販売売り上げ、実績3,000万行っていないものが8,000万になる。そういうふうに見るんじゃないんですか、これは。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 すみません、私、直接この会計には細かくは携わってはいないんですけれども、税務署の申告や何かは税理士を入れてやってまして、税理士の担当者がときどきかわっていますので、そのときに特に農家から預かった委託されているものについて、組合の取り分はその売り上げの15%しかないわけですが、農家から預かったものに対しては。そうすると、それを15%が組合の収入として上げた年もあったんじゃないですか。違いましたか。当時の税理士さんか何かの帳簿の。

【部会長】 それは、売上原価ということで、仕入れ価格みたいなものでしょう。それを決算書、損益計算書ではそれを踏まえた上で、売上総利益が営業利益として、前年度、前々年度とマイナスになっているわけです。このままで行けば、マイナスが続くわけでしょう。マイナスを解消するというのが今回の収支予算書、自主事業のプラスになる理由は、レストラン売り上げはそれほど現状と遜色ありません。直売所の売り上げが3,000万にも行っていないのに、8,000万を計上しているけれども、それは努力ということ、来場者を増やすというけれども、それでもほんとうかなというか、裏づけのある数字じゃないんじゃないかと。そこを懸念しているんです。

先ほど申したように、赤字転落した場合には、カバーする方法は追加出資金を募るしかないんじゃないかと、それが可能なのか、どうなのかという質問で、了解さえ得ればできる。つまり、可能なルートはあるんだと聞いているんですけれども。それがないとすれば、赤字になるというのが、あと2年で、このままであれば、今まで努力していないわけではなく、努力してきたわけでしょう。2年後には赤字になってしまいますよ。となると、お任せするわけにはいきません、財務リスクがありますということになるんじゃないんですか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 赤字そのものは頑張っていると思っていますけれども、ただ、3,000万円と8,000万円の数字の違いというのは、今までの倍以上売るという見込みを考えているわけではないはずなので、そこには実際にレジを通った数字

と、帳簿に載る、農家の取り分を差し引いた分の金額の差しか考えられないです。

【部会長】 はい、お願いします。

【時田農政センター所長】 すみません、農政センターですけれども、先ほど少し申し上げました、昨年度、28年度の審査を前回のこの場でしていただいた際に、我々が捉えている売り上げとしては、直売所の売り上げが7,953万9千円ということで、今回、この提案書のほうの様式26号、27号から始まる、先ほどからおっしゃっている数字、8,000万円にほぼほぼ近い数字です。数%の増。

これは、毎年提案者さんのほうからいただいている提案書の中にもありますけれども、「下田5」の29ページ、売り上げそのものは農産物直売所についても、レストランについても、毎年2%の増加をもくろんでいらっしゃるということで、いいんですね。この表、提供いただいている「下田5」の29ページ、一番右のほうに2%の増とあります。これは年々の増加率を2%と見ていまして、「下田6」のほうの一番後ろについています損益計算書の表記と、多少表記的には明らかにずれがありますけれども、今、現状レジを通して売り上げた金額というのは、約8,000万円近く、今現状もあるということだと思います。

ですので、その先、2%、下田のほうでご努力なさるといふうに理解をしていますけれども、いかがでしょう。

【部会長】 運営主体が組合なんですよ。組合はほかに事業をやっていないというんでしょう。組合の損益計算書が出てきているわけです。それを見ると、赤字なんですよ。

【時田農政センター所長】 損益計算書上は、最後のページ、直売所の売り上げ2,900万という数字があつたりしますけれども、少し会計上の捉え方の差があらうかと思いません。

【部会長】 というと、直売所売り上げを数字を変えると、赤字はなくなるということですか。

【時田農政センター所長】 いえいえ、この先2%の増加率を見込んで。

【部会長】 いや、売上額はどうでもいいですよ。じゃ、赤字回避はどうするのか。このままであると赤字が続いていって、2年しかもたないでしょうと言っているんです。

【時田農政センター所長】 その辺はイベントの際に周知をなさるとか、これも提案書の19ページ、PR強化なさる、あと新商品を開発なさる、あと、これは多目的広場を活用したフリーマーケットなど、新たなイベントを開催して利用者を増やしていこうというお考えをお持ちだと思いますので。

なおかつ、実は市のほうとしましても、農との触れ合いのために事業をやっておりますので、市としてもPRのほかに協力していこうと考えております。

【部会長】 結果として、2年連続赤字なんですよ。これが転換するんだという根拠は何ですか。

【時田農政センター所長】 明確な根拠は申し上げられませんが、ご努力いただけるという話なので。

【部会長】 このままで行けば赤字に転落でしょう。そういう事業所、第三者、取引先に払えないということになったら、市はどれだけ責任を取るんですか。

【時田農政センター所長】 それ相応の、応分の責任はあるかもしれませんが、基本、指定管理者さんのほうの交渉ということになってくると思います。

【部会長】 赤字を防ぐのは、だから、追加出資しかないでしょう。

【時田農政センター所長】 追加出資の可能性については、先ほど石橋組合長さんがおっしゃっていたように、組合のご理解があれば、了解されそうだといいんですかね。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 ちょっといいですか。この組合員自体がやっぱり自分たちの野菜等をかなり出荷しております。組合外の商品も売っていますけれども、組合員さんの野菜類、うちなんかはお米なんかですけれども、組合員さんによっては100万単位の売り上げを上げていますので、出資金というか、運営のほうで多少の赤字があっても、売り上げをそれ以上に、自分たちの個人の売り上げをカバーしているはずですから、多少の赤字は自分たちで埋めるしかない、最終的には思いますけれども。

ただ、この運用をしているだけで、野菜を売っている人は別の人というのではなくて、自分たちの野菜を売っているんですけれども。

【部会長】 私の質問は以上です。

ほかに質問ございましたら、ご発言ください。

ないようですので、じゃ、これで一応質疑応答を終わらせていただきます。

それでは、下田ふれあい交流施設管理運営組合の方はご退室ください。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 ありがとうございます。よろしく願います。

(下田ふれあい交流施設管理運営組合 退室)

【部会長】 退出いただいたところで、審査に入る前にご意見等がございましたら、ご発言ください。

【副部会長】 よろしいですか。前回のこの会議で私、指摘してきたと思うんですが、資金が食い潰されているというのは見えているので、市のほうは、当事者はどうもそういう認識がないので、そういうときには、出資金を出さなきゃいけない。皆さんから集めなきゃいけないということと、もう一つ、経営をどうしたら収益に上がるのかということを考えている方がいらっしゃらないのではないかなと、すごい心配があるのは、部会長さんがおっしゃったとおりなので、この辺は市のほうへの要望という形で出したいと思うんですが。

ここの下田ふれあいさんのほうの設立の過程から見て、あまりそういうことを、ここに来られた方も認識されていないということですので、それに対してどうご指導いただけるのか。独立体だと思えないというところに部会長さんと同じように、不安に思っています。

【時田農政センター所長】 さまざまご心配をいただきまして、ありがとうございます。我々としても、3施設とも地元管理ということでやらせていただいている、たまたま下田についてはレストラン、直売所、これがほんとうに主な事業になっています。先ほど石橋組合長さんもずっとお話しになっていましたけれども、地元の方々が出荷をし

て、売ると。そんな中で、今赤字になってしまっているの、それをお客様の増加で。

資料を見ます限りは、ほんとうにお客様、2%ずつを増加させて、頑張っていこうということです、我々市としても、広報その他、イベントを例えばやる。今も広報を我々のほうで「市政だより」を使ったり、ホームページを使ったりということでやっていきますけれども、その辺を充実させて、我々も頑張る。指定管理者さんにも自主事業で、農との触れ合いの機会の拡充という面においては、これは自主事業の中でやっていただくことも効果的だと思いますので、その辺については指導していこうとは思っています。

当事者意識が少し少ないのではないかとのご心配ですが、実際、現場のほうで一生懸命働いていただいておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。以上です。

【副部長】 例えば、組合員の方の農産物に対する委託料が15%ということ、赤字続きでこういうふうになっているということを皆さんが理解した上で、そこを20%にするとか、そういう提案をしながら、どういうふうに毎月の収入を。毎月取られているのかなと、見ている方がいらっしゃるのかなという心配ですが、そういう状況を何らかの形でご指導されたほうがいいんじゃないかなと。

【時田農政センター所長】 例えば今の委託料の割合、15%で、これで例えば収益が上がらないのであれば、20%取ったらどうだとか、そういう話になってくるとは思うんですが、その辺については、我々のほうでは直接的な指導というのはおそらく難しいと思うので、こんな考え方もあるかと思うというぐらいの。

【副部長】 そうすると、赤字になりますよ、今期も。

【時田農政センター所長】 それは頑張りに期待したいところではありますし。

【副部長】 誰かいらないんですかね、市から直接ではなくて、この中でそういうことを認識できる方。赤字にしない。

【部長】 いや、感じですが、設立の経緯から考えて、今やっている方々というのは、市から箱ものを与えられた。それを運営する費用は管理料ということで、市から出るんだ、売り上げ、収益なんていうことは全く発想がない。何でもうけなきゃいけないのかという発想ですよ。かかるものは市から出るということで、組合をつくって、そちらでやってください。非公募であり、なおかつ、ほかの事業は全くしない。ふれあい館のオープンに合わせてつくった組合、何でもうけなきゃいけないの、そんなもの要らないよということでしょう。

そうではなくて、市が全部管理費用、かかる費用はもちますのでということで、じゃ、やってやろうじゃないかということであって、道の駅じゃないけれども、もうけなきゃいけないという発想は全くないでしょう。資本を食っちゃいますよ、このままだと。

【時田農政センター所長】 なかなか当事者さんのほうのほんとうの気持ちというのは、我々も推測でしかないんですが、過去の経緯というのは、幾らかはそういう思いがもしかしたらあるかもしれませんけれども、いずれにしろ、現状は今直売所とレストランを運営なさっているわけですから、その辺は十分自覚を持ってやっていただきたいとは思っています。

【部長】 施設が農業ふれあいというか、普及といいますか、都市部との交流、その目的はそれでよろしい。だけれども、収益を出さない限りは管理料を上げるしかない

でしょう、支払ってあげるしか、赤字がなっていけば。それができないというのであれば、組合さんに、赤字の場合には出資金追加しますので、赤字の事態だけは絶対回避しますということを一筆入れてもらわなければ、任せるわけにいかないでしょう。

【時田農政センター所長】　そうですね、それが実は、今、現状、先ほどの組合長さんのお話でいくと、持ち帰って会議に諮らなければいかんぐらいの。会議に諮った上で、おそらく理解は得られるだろうというぐらいのお話。

【部会長】　いや、理解を得られなければ、多分投げ出すと思いますよ、こんな事業はやりたくない。

【時田農政センター所長】　ただ、理解を得られるだろうというお考えですので、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

【部会長】　意見ということで、ほかに何かございましたら。

ないようであれば、審査に入りたいと思いますので、審査方法について改めて説明をお願いいたします。

【石出農政課長】　前回同様ですが、評価欄への記入と意見の記入をお願いしたいと思います。なお、下田につきましては、4（2）利用料金の設定及び減免の考え方については斜線にしてありますので、除外となります。以上でございます。

【部会長】　じゃ、再開時間、10分後ということでよろしいでしょうか。じゃ、めいめい記入をお願いいたします。

（ 休 憩 ）

【部会長】　それでは、再開いたします。

取りまとめた評価について、事務局より説明をお願いします。

【石出農政課長】　審査項目ですが、委員の一人から、5の（1）収入支出見積もりの妥当性において×の評価が出ました。意見記入欄といたしまして、運営者に利益を出すという経営責任を果たす自覚が不足していることを感じますという意見で、×が出ております。

加えて、2の（1）団体の経営及び財務状況において、×の評価を2名の委員からいただいております。

【部会長】　これが、2名？

【石出農政課長】　これは2名です。それぞれの意見記入を申し上げますと、事業主体に指定管理者であるとの自覚が欠如している。それから、財務諸表の内容で判断する限り、今後安定して業務を行うことができるか疑問であるという意見をいただきました。

ルールによりますと、項目ごとの最後の協議になりますので、まず、委員のうち1人でも×の評価を行った場合について。

【部会長】　ごめんなさい。2人というのはどうなんですか。半数以上になるんですか、ならないんですか。

【石出農政課長】　現在、4名中の半数以上は3名ですので。ああ、2名か。

【部会長】　2名です。

【石出農政課長】　2名ですね。以上を2名と考えると、半数以上になります。

【部会長】　考えるとじゃなく、そうでしょう？

【石出農政課長】 はい。

【部会長】 それで、この先どうするんですか。

【石出農政課長】 ですので、項目ごとの協議をお願いしたいと思います。5の(1)、それと、2の(1)、それぞれの協議をお願いしたいと思います。

【部会長】 引き取ります。「下田3」資料、ページ4、委員のうち1人でも×の評価を行った項目がある場合、委員会で協議を行い、以下のいずれかを決定する。①から④まで選択肢があります。ただし、半数以上の委員が×の評価を行った場合は、①は除外され、②から④のいずれかで決定をする。その決定をするための協議をこれから始めます。そういうことでしょうか。

【石出農政課長】 はい。

【部会長】 選択項目が少ない、過半数というところの2の(1)の項目について、まずやって、その次に、1人が×の5について協議をしたいと思います。残念ながら、そういうことで初めての経験ですけれども、×の評価が出ました。まず、団体の経営及び財政状況、×が出たということは、指定期間中、施設管理を行うに当たって支障となるような財務リスクが存在するということですが、これをクリアする方法としては、②、③、④、条件つきで○と判断する。申請者に当該審査項目に係る提案内容の修正を求める、申請者を失格とする、この3つです。

まず、結論を言って意見を述べてください。各自、発言をお願いします。

じゃ、私のほうから、②です。条件は、赤字転落する場合には追加出資で防止するというで。

【委員】 私は、通常の活動において、利益が出る具体的な見通しを示してほしいと思います。

【部会長】 それが条件、条件として。

【委員】 はい。

【部会長】 となると、提案内容の修正ではない、条件？

資料3のページ4です。

【委員】 そうですね。

【部会長】 というと、提案内容の修正を求める。確実に黒字になるような提案内容にしてくれと。

【委員】 そうですね。

【部会長】 そういうことですね、収益が上がるような。

【委員】 はい、そのような計画を示してほしいということです。

【部会長】 出し直してもらいたい。

【副部会長】 わかりました。大原委員長のおっしゃるような、条件として赤字になったら、出資金を皆さんから集めるという条件をつけると。

【部会長】 条件、内容は追加出資。

【委員】 追加出資。はい、②で、条件つきで。

【部会長】 ②、条件は追加出資。ということで、3、1に分かれましたけれども、決をとらなきゃしょうがないでしょう、先に進めるためには。

条件つきで○と判断する。その条件は、赤字組合になるのを回避するために追加出資をする。組合員から追加出資を募るということです。

【植草農政部長】 それで、赤字転落を防ぐということでしょうか。

【部会長】 はい。この条件というのは了解を得る必要はないんでしょう、こちらで条件をつければ、それでいいんでしょう？

【植草農政部長】 そうですね。○で、付帯意見として示すことになっていますので。その赤字なり追加出資の前に、利益する……。

【石出農政課長】 計画に。

【部会長】 だから、相手の了解とかを求めるんじゃなくて、こちらが一方的につけていい条件ということになりますね。それを、条件つけて○にするということで、一応この委員会としては決定したということで、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【部会長】 じゃ、次の5の施設管理に要する経費を縮減するものであることという点については、×、つまり妥当性を欠く収入支出見積もりが含まれている。または、算定根拠が不明確なものであるということでの、1名の×でした。

これに対しては、先ほどの②、③、④に加えて、もう一つの対処方法があります。①、選定評価委員会としては○と判断する。つまり、つけた×は誤りであって、よく考えたら○でよろしいというのが、①として用意されています。そこらあたりを含めてご意見を、ご発言いただきましょうか。

どうぞ。

【委員】 先ほどの直売所の売上高に関してです。例えば、資料の提案書様式第27号、収支予算書という、39ページのところを見ると、右側の事業費のところ、出荷者への支払いと仕入れという項目があり、一方が約5,000万、他方が約2,500万になっています。損益計算書の売り上げの金額は、収支予算書の直売所の収入、約8,000万からこの出荷者への支払いという部分を控除して計上されているのではないのでしょうか。

【部会長】 と考えると……。

【委員】 損益計算書の売り上げの金額が、この約5,000万の分をマイナスして計上されているとすれば、全体から見ると、数字自体には矛盾はないように思われます。

【部会長】 収支予算にあるところの、農産物直売所収入の八千幾らというのは、39ページでいけば、34年度8,782万というんですか、ほぼ妥当であろう。つまり、ここで×をつけた根拠になるところの妥当性を欠く収支見積もりが含まれている。または、算定根拠が不明瞭なものであるとは言えないではないかということですね。

【委員】 はい、そのように思いました。

【部会長】 ちょっと39ページに戻って、これは何で右側の。待ってくださいよ、支出の項目でしょう。支出の項目で、人件費、事務費・管理費、委託費、使用料、事業費。支出の項目が事業費で、出荷者への支払いを差し引くと、8,700から5,100を引くと、損益計算書でいうところの3,000万という数字にほぼ匹敵するんじゃないか。となると、いきなり3,000万から8,000万だとかというようなでたらめなものではなく、根拠のある数字ということになるんですかね。

だけれども、損益計算書には、この項目というのはどこへ行くんですかね、出荷者への支払い。農産物仕入れ、仕入れ出荷者への支払い。仕入れと出荷者への支払いを、仕入れは上っていますね、この。

【委員】 事業費の内訳にある仕入れは、損益計算書の売上原価のところの直売所仕入れとして計上されることになるのではないのでしょうか。

【部会長】 1,522、2,425。売上総利益……。となると、損益計算書の1,522というのは、2,425という数字であるべきことになるんじゃないかな。直売所、仕入れでしょう。ちょっと待って。売り上げを2,900にしているのは、売り上げを3,000にしているのは、出荷者から仕入れたものを伸ばしていつて、外部からの仕入れを減らしていけばいいということなのか。いや、外部からの仕入れを増やすということなのか、これは。直売所仕入れが外部からの仕入れだとすれば、1,500というのが28年度決算の損益計算書に計上されている仕入れ価格。それを、今後、30年からは、仕入れを30年は2,285、次は2,319、次は2,354、次は2,389にする。随分増えることは、増えるんだね。

いずれにしても、極端な3,000しか売り上げがないのに8,000なんていうのは、根拠がないということではないという答えはたどり着けるような気がするので、1つの材料として、×は間違いでした、○でよろしいという方向に持っていけるルートはあるような気がします。

ほかの意見の持ち主の方、発言をお願いします。

【副部会長】 確かにこの損益計算書上の農産物の直売の売り上げには、直売する人からの委託ということで、15%だけの分が売り上げになっていると。ちょっと逆算するのは難しいですけども、例えば5,000万、自分たちの農産物を出した。5,000万出していて、15%……。

【部会長】 ピンはね15%。

【副部会長】 どうなるかということ、千三、四百万ぐらいの利益が上がっていて、その1,400万が、売り上げ2,400万のうちの半分ぐらいが直売の利益だということですね。残りの1,600万ぐらいが、ほかから仕入れたものの売り上げだという形になっているという理解はできるということですね。

そういう意味での売り上げと仕入れの見積りの妥当性は、×ではなかったということで結構ですが、むしろ逆に、そちらの売り上げと収支のことではなくて、なぜ利益が出るように見積もりを立てていないか。こういう提案をする方は、こういう形で利益が出ますよと。売り上げと収益だけじゃなくて、事務費と管理費とか、人件費とかを考えながら、利益を出すような仕組みを考えて提案されるものだとということで、5番は経費を縮減するという方法がとられていないと、私は思うんですがね。私の意見です。

【部会長】 ただ、今おっしゃった経費の縮減ということじゃなくて、○×の決め手は、右側に書いてあるところの、妥当性を欠く見積もりは見受けられないが○で、算定根拠が不明確だというのが×。それによって、×をつけたんだということなので、×の理由がなくなれば、○になるんじゃないですか。経費の妥当性とか、縮減とかいうことはあくまでも項目であるけれども、○にしますか、×にしますかは、分かれ目は、一番右の審査基準に基づいて、○であり、×である。

【副部会長】　　こういう見積もりを立てるということが、ほかに経営をしていない以上、赤字になる可能性をすごく感じるんですが。売り上げと原価は、売り上げについては妥当だと。今、言った考え方では妥当であるとしても、私は、ここは単に売り上げだけじゃなくて、支出の見積もりとしても、経営を運営していく項目を考えていないと思うんですけれども。収入だけじゃなくて。これは私の意見です。

【部会長】　　ですから、×を訂正する必要はない。なぜかという、支出の面で妥当性を欠いている見積もりが含まれていると。

【副部会長】　　ているということです。

【部会長】　　その支出、どれを指すわけですか。

【副部会長】　　39 ページの。

【部会長】　　39 ページを使って話をしましょう。

【副部会長】　　39 ページ、「下田 5」の 29 ページ。ごめんなさい、29 ページ。29 ページの平成 30 年度から 34 年度の総括表ですね。だから、今言うように、収入の見積もりはこういう努力目標というか、達成しようということですが、じゃ、費用の関係を見ていくと、過去の経緯を見てマイナスになっている状況で。

【部会長】　　だから、支出項目が妥当ではないという、見積もりが妥当ではないというのは、どの項目が。

【副部会長】　　全体の管理運営費であり、自主事業費というものを、経営を売り上げ費用ということで見積もるときに、この事業体は余裕が見られない。

【部会長】　　見積もりが妥当ではないと、数字を言ってください。どこがどうなんですか。

【副部会長】　　それは、支出の合計額です。

【部会長】　　支出の合計？　だから、支出の合計は。

【副部会長】　　だから、今までの経緯、今までの過去の状況を見た上で。

【部会長】　　つまり、支出が妥当ではない。水増し、多過ぎるということなんでしょう、つながるところは。

【副部会長】　　うん、管理できていないということですね、逆に言うと。今まで管理ができていないから、赤字になっていると。

【部会長】　　いやいや、ですので、ゆるゆるの、ずぶずぶの組合ですよ。今回出された支出見積もりは、そのゆるゆる、ずぶずぶの延長線上にあると思うんですけれども、この見積もりが誤りだという支出項目はどれなんですか、妥当性を欠く。

【副部会長】　　こういう状況で、合計額です。どこをどうという項目じゃなくて、合計額。

【部会長】　　根拠がないと、非難できないんじゃないですか。どの数字がおかしいということを、よって立つのは合計額でしょうけれども、その原因がどこにあるんですか。どこが誤り、妥当性を欠く数字だということになるんですか。

【副部会長】　　管理されていない経営だからです。

【部会長】　　数字で言ってください。

【副部会長】　　それは合計額。

【部会長】 合計額は、各項目の合計です。合計が妥当性はない。

【副部会長】 支出のね。

【部会長】 だから、どの項目ですか。合計、よって来る数字はどれですか。見積もりの妥当性を欠く数字はどれですか。

【副部会長】 それは、だから、支出の合計であって、それを合わせる形での管理経営ができていないんじゃないかという。

【部会長】 だから、合計が妥当ではないということは、その合計を構成する項目のどこかがおかしいからなのでしょう。

【副部会長】 そうではないです。

【部会長】 そうではなくて、項目的には全然おかしくないけれども、合計だけがおかしいということはあり得ないと思うんですけれども。

【副部会長】 どこを調整して、どういうふうに考えるかは、その経営者の手段であって。

【部会長】 漠然と見積もりがおかしいということであって、根拠なくして妥当性を欠くとは言えないんじゃないんですか。全体として、感じ的に支出が多い、よって、もたらせるのは赤字であるというのであれば、先ほど議論した第2の項目で、これはもうクリアされているんだから、この項目は○に変更してよろしいんじゃないんですか。

特に見積もりの妥当性を欠く根拠があれば、×は維持しますけれども。

【副部会長】 そういう意味では、経営のことを言っているんですから、その1の団体、経営及び財務状況という点で、そこを妥当していないという結論が出ているなら、それは5では○にしても構いません。

【部会長】 はい。

加藤委員、発言をお願いします。

【委員】 5については、前段で整理されていますから、特段支障を持たせないような形で処理したいと思います。

【部会長】 ということで、5、×の、意見的には経営責任というふうなところもあったかと思うんですけれども、それは最初に議論した2の(1)の項目に集約というか、吸収されていくんじゃないかと思いますので、数字的に見積もりが妥当ではない収入、及び支出について、いずれにしても。

となると、先ほどの数字の読み方をすれば、○に変更するということによろしいんじゃないかと思うんですけれども。ここで、最終的な決をとりたいと思います。その数字に問題はないだろう、読み方によってということで、第5の×を○に変更するという形での、評価委員会としては○と判断するという意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【部会長】 じゃ、全会一致で、5の項目については○に変更。最初のほうについては、条件つきでということでもとめていただけますでしょうか。

さて、じゃ、議事をさらに進行させていただきます。以上で、3議題は終了。市におかれましては、今後の指定管理予定候補者との協議の中で、よりよい管理運営に向けて本部会において委員から示された意見を十分に考慮し、反映させていただきたいと思い

ます。

本日の議事は終了しましたので、事務局にお返しします。

【石出農政課長】 委員の皆様におかれましては、お疲れさまでございました。今回、特に最後、修正等の条件つきということもありました。こういったご意見、あるいは指示を十分反映して、指定管理予定候補者と協議を進めてまいります。その後、11月末から開会予定の第4回定例会におきまして、指定管理者の指定の議案を提出することとしております。

次に、本日の議事録についてですが、第1回農政部会と同様に、案ができ上がりましたら、各委員の皆様にご覧いただき、その後、部会長に承認をいただいた上で確定とさせていただきます。

なお、本日の資料につきましては、事務局にて回収させていただきますので、机の上に置かれたままで結構でございます。

また、本日の会議が今年度予定しております会議の最後となります。委員の皆様におかれましては、この1年間、大変お忙しい中、慎重なるご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、平成29年度第2回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会農政部会を終了いたします。ありがとうございました。

—— 了 ——